

令和 7 年

渡嘉敷村議会会議録

第 3 回臨時会（4 月 11 日）	1 日間
第 4 回定例会（6 月 18 日～20 日）	3 日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和 7 第 3 回臨時会（4 月 11 日）

令和 7 年第 3 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第 1 号	3	
日程第 1	会議録署名議員の指名について	4
日程第 2	会期の決定について	4
日程第 3 報告第 3 号	専決処分の報告について（船舶修繕請負変更契約「令和 6 年度フェリーとかしき中間検査受検工事」）	4
日程第 4 承認第 1 号	専決処分の承認について（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	4
日程第 5 承認第 2 号	専決処分の承認について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）	5
日程第 6 議案第 25 号	工事請負契約（令和 6 年度村道阿波連線道路改良工事）について	6

令和 7 年第 4 回定例会（6 月 18 日）（1 日目）

令和 7 年第 4 回渡嘉敷村議会定例会会期日程	11	
出席議員	12	
議事日程第 1 号	13	
日程第 1	会議録署名議員の指名について	14
日程第 2	会期の決定について	14
日程第 3	議長諸般の報告	14
日程第 4	村長行政報告	15
日程第 5	一般質問について	17
日程第 6 報告第 4 号	令和 6 年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	58
日程第 7 議案第 26 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例について	58
日程第 8 議案第 27 号	渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正 する条例について	59
日程第 9 議案第 28 号	令和 7 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 1 号）について	60
日程第 10 議案第 29 号	令和 7 年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第 1 号）に ついて	61

令和 7 年

第 3 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日 目

4 月 11 日

令和 7 年第 3 回 渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
 自 令和 7 年 4 月 11 日
 至 令和 7 年 4 月 11 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
4 月 11 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第 3 号 承認第 1 号、承認第 2 号 議案第 25 号

令和7年第3回渡嘉敷村議会臨時会は
令和7年4月11日(金)午後1時30分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1 日間
1 日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員 6 名

会議録署名議員 1 番 與那嶺雅晴議員 2 番 座間味 満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	山 城 淳
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	尾 崎 憲 男
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	新 垣 立 徳
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	玉 城 広 喜
会 計 課 長	小 嶺 国 士		

終了：4月11日（金曜日）午後1時56分

令和 7 年第 3 回 渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和 7 年 4 月 11 日（金） 午後 1 時 30 分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第 1 号）

日程	事件番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名について
第 2		会期の決定について
第 3	報告第 3 号	専決処分の報告について（船舶修繕請負変更契約「令和 6 年度フェリーとかしき中間検査受検工事」）
第 4	承認第 1 号	専決処分の承認について（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 5	承認第 2 号	専決処分の承認について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）
第 6	議案第 25 号	工事請負契約（令和 6 年度村道阿波連線道路改良工事）について

○ 當山清彦議長

ただいまから令和7年第3回渡嘉敷村議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番與那嶺雅晴議員、2番座間味満議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日4月11日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は本日4月11日の1日間に決定いたしました。

日程第3、報告第3号、専決処分の報告について（船舶修繕請負変更契約「令和6年度フェリーとかしき中間検査受検工事」）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

よろしくお願いいたします。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月11日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページから専決処分書を付けてあります。

以上、報告いたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩お願いします」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これで報告を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認について（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部

を改正する条例) についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 11 日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページから専決処分書を添付してあります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第 1 号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認について(渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例) についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 11 日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページから専決処分書を添付してあります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、工事請負契約（令和6年度村道阿波連線道路改良工事）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第25号

工事請負契約（令和6年度村道阿波連線道路改良工事）について

次のように工事請負契約を締結したので地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

契約の目的 令和6年度村道阿波連線道路改良工事

契約の方法 指名競争入札

契約金額 65,450,000円

契約の相手方 住 所 沖縄県豊見城市字翁長844-38

社 名 株式会社東信興建

代表者名 代表取締役 古波蔵文信

提案理由

令和6年度村道阿波連線道路改良工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

令和7年4月11日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩お願いします」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

忘れた…、すみません、今の議案に関してですね、予算の説明のほう落札額が6千545万

円で、これ前年度事業で繰越事業でいいんですよね。県の予算が前年度予算書では4千800万が県補助かな、あとの残金が村の一般財源と地方債の借金が990万ですかね、かなり大きな借金をしていますけれども、ちょっと話戻しましょうね。非常にこの事業は大歓迎ですよ、決して否定する事業じゃないんですよ。議員として財源の捻出と一般財源への今後の負担、借金を抱えての負担はどうなのかというのが意図があって今質問をしますけどね。繰り返します、大歓迎ですよ。おめでとうございますと言いたいぐらいの事業です。そのへんの村長の考え、要するに一般財源の支出がかなり大きいという部分と借金ね。そのへんは大丈夫なのか、他の一般予算へのしわ寄せないのか、そのへんお聞きしたいですね。

○ 新里武広村長

この事業につきましては、財源としては、はい、金城議員がおっしゃったとおり、県の補助、あと村費、あと起債、いわゆる金城議員がおっしゃっていた借金というかたちでありますけど、その三本柱で組み立てておりますので、これも計画に基づいて借金のほうはしていくということでございますので、このようなかたちになっております、財源的には。以上です。

○ 4番 金城渉議員

じゃあ頑張って財政やりくりしてください。もうひとつはですね、図面さっきいただいたんですけども、詳しくちょっとまだ理解していませんが、休憩中にちょっと別の議員の方から近隣の地主さんの住宅への出入口の改修というか、勾配づけ等の話がありますけれども、据え付けというんですかね、これは内々には説明して承諾を得た上での事業開始なのか、そのへんちょっと課長でもいいですよ、現状の流れをちょっと詳しく説明していただきたいですね。

○ 山城淳観光産業課長

はい、ご質問にお答えします。この計画については、だいぶ以前から計画している内容となりますので、一応地権者の方にはご説明はしたかと思えます。ただ今回発注が決まって詳細については、またこれからご説明というかたちになりますので、そのへんは先ほど申し上げました現場踏査しながら状況を確認して最終的に決定するということになるかと思えます。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第25号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和7年第3回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和7年第3回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後1時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号1番）

署名議員（議席番号2番）

令和 7 年

第 4 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日目

6 月 18 日

令和7年第4回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期3日間
 自 令和7年6月18日
 至 令和7年6月20日

月 日	曜 日	区 分	日 程
6月18日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
6月19日	木	本会議	会議録署名議員の指名 報告第4号 議案第26号、議案第27号
6月20日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案第28号、議案第29号

令和7年第4回渡嘉敷村議会定例会は
令和7年6月18日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員6名

会議録署名議員 2番 座間味満議員 3番 玉城保弘議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 宇 野 昭 子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	山 城 淳
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	尾 崎 憲 男
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	新 垣 立 徳
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	玉 城 広 喜
会 計 課 長	小 嶺 国 士		

終了：6月18日（水曜日）午後3時40分

令和 7 年第 4 回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和 7 年 6 月 18 日（水） 午前 10 時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第 1 号）

日程	事件番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名について
第 2		会期の決定について
第 3		議長諸般の報告
第 4		村長行政報告
第 5		一般質問について
第 6	報告第 4 号	令和 6 年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 7	議案第 26 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 8	議案第 27 号	渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 28 号	令和 7 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 1 号）について
第 10	議案第 29 号	令和 7 年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○ 當山清彦議長

ただいまから令和7年第4回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 座間味満議員、3番 玉城保弘議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの3日間に決定しました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員から令和7年3月、4月、5月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和7年3月5日～令和7年6月17日

令和7年

3月5日(水)	令和7年第2回渡嘉敷村議会(3月)定例会1日目(村議場)	
3月6日(木)	令和7年第2回渡嘉敷村議会(3月)定例会2日目(村議場)	
3月7日(金)	渡嘉敷小中学校卒業式(渡嘉敷小中学校体育館)	
3月12日(水)	例月出納検査	監査
3月13日(木)	第2回慶良間諸島国立公園地域協議会(役場2階大会議室)	副議長
3月14日(金)	阿波連小学校卒業式(阿波連小学校体育館)	
3月24日(月)	渡嘉敷幼稚園卒園式(渡嘉敷幼稚園)	
3月28日(金)	白玉の塔慰霊祭(渡嘉敷村)	
4月8日(火)	渡嘉敷小中学校入学式(渡嘉敷小中学校体育館)	
4月9日(水)	渡嘉敷幼稚園入園式(渡嘉敷幼稚園)	
	阿波連小学校入学式(阿波連小学校体育館)	
4月11日(金)	令和7年第3回渡嘉敷村議会臨時会(村議場)	
4月12日(土)	「2025鯨海峡とかしき島海びらき」(阿波連ビーチ)	議長

4月18日(金)	例月出納検査	監査
4月28日(月)	議員協議会(村議会事務局)	
4月30日(水)	南部離島町村長議長連絡協議会決算監査・役員会・定例会(自治会館)	議長
	沖縄県町村議会議長会定例理事会(自治会館)	議長
	令和7年度沖縄振興拡大会議(自治会館)	議長
5月1日(木)	南部地区市町村議会議長会決算監査・役員会(自治会館)	議長
5月8日(木)	南部地区市町村議会議長会視察研修及び臨時総会(北大東村)	議長
5月9日(金)	南部地区市町村議会議長会視察研修及び臨時総会(北大東村)	議長
5月13日(火)	南部離島六村議会運営協議会視察研修(奄美大島)	
5月14日(水)	南部離島六村議会運営協議会視察研修(奄美大島)	
5月19日(月)	沖縄県土木建築部と南部市町村との行政懇談会(自治会館)	議長
	例月出納検査	監査
5月27日(火)	令和7年度全国町村議会議長・副議長研修会(東京国際フォーラム)	議長・副議長
5月29日(木)	南部広域行政組合議会臨時会(南部総合福祉センター)	議長
6月12日(水)	例月出納検査	監査

以 上

渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 新里武広村長

おはようございます。行政報告の前に一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、渡嘉敷、阿波連両小学校、中学校の入学式、卒業式におきまして児童、生徒への激励、あと3月28日に開催いたしました戦後80年白玉之塔慰霊祭及び小さな島の平和祈年祭等地域行事に参加協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

なお、令和7年3月5日から令和7年6月17日までの行政報告につきましては、お手元に配布しております書面のとおりでございます。朗読は省略いたしますが、本定例議会におきましても村民のために良い議論ができますことをお願い申し上げます。以上です。

行 政 報 告 書

(令和7年3月5日～令和7年6月17日)

3/ 5 (水)	10:00	令和7年第2回渡嘉敷村議会3月定例会1日目	議場
3/ 6 (木)	10:00	令和7年第2回渡嘉敷村議会3月定例会2日目	議場
3/ 7 (金)	12:00	令和6年度渡嘉敷小中学校卒業式	渡小中学校体育館
3/12 (水)		第16回とかしきマラソン 挨拶周り	～13日
3/14 (金)	10:00	令和6年度渡嘉敷保育所卒園式	渡嘉敷保育所

		13:00	令和6年度阿波連小学校卒業式	阿波連小学校体育館
3/18	(火)	13:30	とまりん乗船券販売業務3村共同化に伴う幹事会	みらいおきなわ
3/22	(土)	17:00	慶良間諸島国立公園指定記念イベント前夜祭	旅行村キャンプ場
3/23	(日)		ビーチクリーン	阿波連ビーチ
3/24	(月)	10:00	令和6年度渡嘉敷幼稚園卒園式	渡嘉敷幼稚園
3/26	(水)		沖縄砂利採取事業協同組合寄付金願い	砂利組合
3/28	(金)	12:00	令和7年 白玉之塔慰霊祭	白玉之塔
		16:00	戦後80年 小さな島の平和祈念祭inとかしき	中央公民館
3/31	(月)		退職者退職辞令、退職者送別激励会(船舶課)	
4/ 1	(火)	13:30	辞令交付式	
			渡嘉敷区浜下り行事	港ターミナル
4/ 2	(水)	13:30	学校教職員着任式	庁舎2階
4/ 3	(木)	14:00	青少年交流の家新職員挨拶	
		15:00	株式会社とかしき・シーフレンド代表者村長表敬	村長室
4/ 7	(月)	11:00	令和7年度 地区・分区長会議(日本赤十字沖縄県支部)	
			ザ・ナハテラス	
4/ 8	(火)	13:30	令和7年度渡嘉敷小中学校入学式	渡小中学校体育館
4/ 9	(水)	10:00	令和7年度渡嘉敷幼稚園入園式	渡嘉敷幼稚園
		13:30	令和7年度阿波連小学校入学式	阿小体育館
4/11	(金)	13:30	令和7年度第3回渡嘉敷村議会臨時会	議場
4/12	(土)	12:30	2025鯨海峡とかしき海開き	阿波連ビーチ
4/14	(月)	13:30	陸上自衛隊表敬訪問 伊藤連隊長・他	村長室
4/15	(火)		玉城デニー沖縄県知事 渡嘉敷村行政視察	
～16	(水)			
4/16	(水)	13:30	沖縄ツーリスト、Iikitivity村長表敬訪問	村長室
4/18	(金)	14:30	(株)シーサー 黒島座礁の説明	村長室
4/19	(土)	15:00	渡嘉敷村老人クラブ連合会総会来賓祝辞	村中央公民館
4/21	(月)	17:30	渡嘉敷村体育協会総会	村中央公民館
4/24	(木)	13:30	クジラレジアート贈呈式	庁舎
4/27	(土)	14:30	フラットツアーズin那覇 孤独のグルメ DJ SASA、他	桜坂劇場
4/30	(水)	11:00	南部離島市町村長議長連絡協議会「定例会」	自治会館
		15:00	令和7年度沖縄振興拡大会議、懇親会	自治会館
5/ 7	(水)	14:00	令和7年度 道路関係3団体定時総会	沖縄県教職員会館
5/ 9	(金)	10:00	令和7年度全国町村下水道推進協議会沖縄県支部第32回総会	北谷町役場
5/10	(土)	10:00	第75回 沖縄県植樹祭	八重瀬町

5/12	(月)	14:00	沖縄県森林協会令和7年度第1回理事会	沖縄みどり会館
5/13	(火)	10:00	令和7年度南部広域行政組合「理事会」	南部総合福祉センター
5/14	(水)	13:15	渡嘉敷村生活支援コーディネーター委嘱状交付	村長室
5/15	(木)	16:00	近畿大学インターンシップ研修打合せ(西尾教授、北見所長)	村長室
5/17	(土)		第44回渡嘉敷村バレーボール大会	青少年交流の家
5/19	(月)	13:30	南部市町村会 第1回定例総会	自治会館
			沖縄県土木建築部と南部市町村会との行政懇談会	
5/20	(火)	13:30	渡嘉敷村航路事業地域分科会	庁舎2階
5/21	(水)	11:30	沖縄県土木建築部河川課 川上課長 表敬	村長室
		17:30	令和7年度渡嘉敷村商工会通常総会 来賓祝辞	中央公民館
5/22	(木)	11:30	渡嘉敷村公務職員親睦交流会	中央公民館
5/23	(金)	18:30	令和7年度「地域ぐるみで体験の風をおこそう」運動in沖縄実行委員会	沖縄県男女共同参画センター
			沖縄県男女共同参画センター	
5/26	(月)	13:00	令和7年度慶良間諸島国立公園10周年記念事業実行委員会	庁舎2階
			令和7年度第1回慶良間諸島国立公園地域協議会	
5/27	(火)	14:00	令和8年度沖縄振興予算要望に向けた意見交換会	県庁4階講堂
5/28	(水)	11:00	港湾海岸防災協議会通常総会	那覇市文化芸術劇場
		13:00	日本港湾協会定時総会	
		16:00	沖縄森林協会 令和7年度第12回定時総会	沖縄青年会館
			日本港湾協会交流会 首長を囲む懇談会	パシフィックホテル
5/29	(木)	9:30	日本港湾協会港湾政策所講演会	那覇市文化芸術劇場
		16:30	沖縄旅客船協会 第13回定時総会、懇親会	パシフィックホテル
5/30	(金)	14:00	地域振興協議会定期総会 理事会	自治会館
6/ 2	(月)		令和7年度全国離島振興協議会通常総会	
～5	(木)		隠岐の島町、海士町、西の町、知夫村 視察	
6/ 6	(金)	12:00	令和7年度離島フェア開催実行委員会	自治会館
		14:00	令和7年度那覇港振興協議会総会	沖縄県男女共同参画センター
6/10	(火)	17:00	令和7年度とかしきマラソン実行委員会総会	中央公民館
6/12	(木)	13:00	渡嘉敷漁協共同組合 製氷機について協議	庁舎
6/13	(金)	14:00	令和7年度第1回沖縄県離島航路確保維持改善協議会	県庁
6/14	(土)	14:00	国場幸之助代議士政治活動25周年、岸田文雄前総理大臣との懇談会	ザ・ナハテラス

○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁も含めて

60分以内とします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。順次発言を許します。

初めに、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

おはようございます。通告書に基づいて3点ほど一般質問をします。まず最初に、ウリミバエ問題についてでございます。新聞やテレビ等でウリミバエが発生しているということで、特にウリ類に関しては持出禁止と渡嘉敷の掲示板にも掲示されております。その根絶に向けて早急駆除に伴い対策、調査を実施していますかということですが、これだけまず最初に質問です。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。新聞、これは沖縄タイムス、琉球新報に載っております。17市町村でウリミバエですか、これはセグロウリミバエという種類のハエではあったんですが、17市町村で見つかったということが新聞に載っておりました。この件について渡嘉敷の状況説明を観光産業課長のほうから説明させます。

○ 山城淳観光産業課長

おはようございます。ご質疑にお答えいたします。セグロウリミバエの防除にかかるご質問かと思いますが、現時点で本村では確認されておられません。本村への侵入を防ぐため村広報での村民はじめ関係者へ資料を配付して防除についてご協力をお願いをしているところです。また、月2回ミバエトラップという調査がございまして、そちらも実施しておりますが、現在のところセグロウリミバエは確認されておられません。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

課長、調査はされたということですよ、今の答弁は。

○ 山城淳観光産業課長

そうですね、これまでもミバエ関係の調査トラップがありまして、同じ関係の種類ということでそれで調査をしているということで、先ほど申し上げましたミバエトラップを月2回調査しておりまして、セグロウリミバエという種のハエは見つかっていないということです。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

確かに今、離島は発生していないということでした。私たぶん5月28日に一般質問を提出しましたので、その時点での今の課長の答弁かと思いますがね。昨日の新聞では伊是名、伊平屋、伊江島で発見されたと。南部では八重瀬町でも発見されたとってですね近海離島も時間の問題だということで改めて調査を行うということになっていますけれど、村としては県からのそういった指導等がない限りは改めての調査は、県の指導に基づいての調査はやらないということですか。

○ 山城淳観光産業課長

いや、先ほど申し上げたトラップについては県とやりとりをして、これまでもずっと実

施している調査ですので、特にこれまでもミバエというのは他にも種類がいて、よく皆さんご存じのミカンコミバエとか、そういったものも含めてのトラップとなっておりますので、現在県と協力しながら調査しているというところです。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

農家にとってはとてもこれは死活問題ですので、厳しく対応して、そのような発見した場合は早急な対応をしていただきたいと思います。

2 番目、公園問題についてでございます。この問題は私は村長が代わる度に質問しております。どの村長も答弁としては、素晴らしいことをおっしゃったけれど、誰ひとりも実施していません。私は正直いってこの問題はもう諦めようかなと思っていましたけれど、この間の阿波連小学校の120周年の子どもたちのメッセージの中で、公園がぜひ欲しいということがありましたので、改めてもう一度取り上げてみようかなということでここに質問しております。

安全面からしても集落内につくる考えはありませんかということですが、私も以前は地名的にはトグチといいますかね、そこのほうがいいんじゃないかという案も持っていたけれど、今、工事中であります阿波連線がそこを通るとなったらとても安全とはいえないということで、子どもたちだけ公園に行って遊んでこいと言えるようなとてもそういった環境の場所じゃないと。今でも集落内でも平気で40km ぐらい出す運転手もありますし、もうこうなると島で一番長い直線になると思うので、とてもそういう危険な場所にはそういった公園というのは望ましいものではないというふうに考えて、あえて規模が小さくても集落内につくれないものかというふうに希望しています。

というのは、よく新聞でたまに見えますけれど、公園内での事故もあります。遊具から転落したとかね、そういうのがあってですね、できたら人通りが多い場所。そして子どもたちだけでも行って遊べるようなことで集落と選びましたけれど、それに対してどう思われますかね。

○ 新里武広村長

公園整備につきましては、議員がおっしゃるとおりこれまでも公園をつくってくださいという、大人だけではなくて子どもたちからの要望もありました。それで今年の、すみません、この3月の定例議会におきまして施政方針でも述べてありますとおり、いま準備を進めているということでございます。土地も確保してあります。詳細については総務課長のほうから答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

ただいま村長が申し上げましたが、3月議会におきまして新垣議員からもご質問がありました。この公園整備につきましては、今年度で設計に取り掛かり、次年度には完成できるよう、現在、公園整備につかえる補助金がないかも含めて調査中でございます。あと企業版ふるさと納税を活用するという話も以前村長のほうから答弁しておりますので、そこ

らへんも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

課長、私が今とてもこだわっているのは安全面ということですが、執行部の皆さんとしては、どの場所を案として持たれているかをお聞きします。

○ 新里武広村長

場所としてはですね、郵便局の隣りといいますか、旧保育所の隣り。今、建物を壊しているところですね、そちらを候補として挙げております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

ということは集落内ということですよ。たいへんありがとうございます。郵便局の隣りでしたら、郵便局のほうも島内ではかなり出入りの激しい場所ですので、何か事故等があってもすぐ対応できるような場所であって、ちょうど集落の真ん中ということでとてもいい場所じゃないかなというふうに考えております。

先ほども言ったように、集落の真ん中でしたら両方からも近いしということで、後々は阿波連のほうにもそういうような場所等があったら、別に大きな規模じゃないでもいいですよ、浦添あたりにも50坪ぐらいの公園もあります。ただこの島には公園という、村民が行けるような公園がないだけにですね、子ども議会なりいろいろなところから出ていますので、これはもうそろそろ何らかのかたちで実行しないと単なる質問だけで終わるんじゃないかと、こういうのはちゃんと執行部の皆さんも実行していただけるんだなというふうな感謝の気持ちで子ども議会にも臨むと思いますので、今回この公園問題に今の村長の答弁を聞いてですね、私も安心しております。ありがとうございます。

次、行政運営についてでございます。村民所得が11位まで下がりました。本村は250万円、県民所得の平均は224万円、今まではたいがい上位にランクされていましたが、相変わらず北大東が毎年1位で426万円ですか、でトップであります。この調査はですね村長、2022年に実施されたものです。ちょうどコロナの真っ最中です。そういうのもあってちょっとランクが下がったのかなとは思いましたが、だけども島と同じ観光立村である隣村の座間味村は逆に上がっています。これに対してこの11位まで下がったというのは私自身もその原因は分かりませんが、それについてはどのように思われますかということです。答弁よろしくお願いします。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、これまでは上位であったと。2022年のデータからすると11位に落ちたと。それに隣村である座間味村においては10%ぐらいアップで、渡嘉敷村においては8%余り逆に下がったということで、いろいろ私なりに一応調べてみました。所得もそうですけれど、人口の増減にも影響されるところもあるのかなということで、まず人口のほうを確認してみました。ちょうど2022年、当該新聞に載っていたデータが、その時の人口が658人、その前の年が2021年が689、その前が702、

という人口の推移があります。

それ以外にも統計が平成29年度から令和3年度までの統計が手元に届いておりまして、平成29年度は所得としては300万円余り、それが翌年は270万円、その翌年令和元年度ですね、その時は逆に上がって約300万円ぐらい復活したと。令和2年度はコロナの影響もあったかと思いますので240万円台と。2022年の1年前、令和3年度は280万円ということで、ちょっと上下がかなりあったのかなと思っております。ですので、まだ一概にきちんとした分析はしておりませんが、これはちゃんと分析してですね、これをどういうふうに村政運営に役立てていこうか今、検討しているところでございます。所得に応じて村がやるべきことができたりできなかったりということに影響があるかと思いますので、それをきちんと分析した上で行っていきたいと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、渡嘉敷の平均所得が226万円で、これが下がってないで11位だったらなんの問題もないです、私としてはですね。でもこれが今回下がって、ランクも下がったわけですよ、所得も下がってランクも下がったと。村長は原因はたぶん人口問題じゃないかということでしたけれど、それもさっきの答弁でおっしゃるように、それも定かではなさそうだし、私自身もそれは原因は分かっていません。これはしかし村長、今後も所得に応じて第三者からみたら、ああ渡嘉敷村って住みやすい島なんだなというふうな印象も与えますので、これは今後ですね、研究課題としてずっとやっていく必要があると思いますけれど、それに対してはどう思いますか、村長。

○ 新里武広村長

確かに県の平均が、すみません、県民所得は224万円ということで、渡嘉敷村の場合は250万円近くですので、県民所得からすると上のほうではあります。ですがよく勘違いするのが、市町村民所得については個人の給与や実収入などの所得の水準を表すものではないということで、勘違いしやすいのかなというふうに思っておりますので、それもきちんと説明した上で対応してまいりたいと思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、努力を惜しまないことを期待しております。

村長、マスクをしているせいちょっと聞きづらいんですよ。もう少し大きな声で、マスクを取りなさいとは言いませんけれど、しっかりした答弁をお願いします。

次、②にいきます。国保が我が村は赤字じゃない、どこの市町村も財政を圧迫しているのが現状である。我が村においてはですね黒字である。三市町村だけ黒字であるのですね、我が村も黒字であることにどのように思いますかという質問です。

○ 新垣立德民生課長

議員の質問にお答えします。こちらの黒字に関してはですね、令和5年度一般診療費高額療養費が抑えられたことが要因だと思います。こちらに関しては日々の特定健診の未受

診者への案内や生活習慣病等の保健指導の実施の取組みにより早期治療へつなげられた成果と考えています。しかしながら国保会計は一般会計からの繰入金は1千231万円とまだまだ高額なため、一般会計へ頼らざるを得ない状況ではあると考えています。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

村長、答弁書は一応村長になっていますので、直接は課長に振らないでください、いいですね。今、課長がおっしゃったようにですね、確かに私がみても、村民は健康に対する意識が強いです。これは課長がおっしゃったように包括とか、あるいは社協とかの地道な呼びかけ等で一般住民健診等もこんなに人が集まるかというくらいあってですね、これは原因はここにあるのかなと私自身も思いました。これは課長、その部署の係の方をこれからも激励していただきたいなと私自身も思っております。

でもなんかね、課長がおっしゃったように一般財源からの持ち出し等もあってですね、これもまだまだパーフェクトとはいえないのが現状であると。それにはなお一層のこういった健康にまつわる公民館での健診等とかですね、あるいは小さな団体の集まりでもいいですよ、地道に努力して行ってですね、いつまでも国保が黒字であってほしいなと願う村民の一人であります。これに関しては課長、たぶん私の記憶では以前から、23年だけじゃなくして、以前から黒字だったと思っていますけど、どうですか。

○ 新垣立德民生課長

すみません、僕の手元にあるのは令和3年度からの資料しかないんですけど、令和3年度は若干の赤字で、令和4年度は黒字となっていて、ちょっと過去の資料はいま持ち合わせていないので、黒字かどうかというのは後で調べたいと思います。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

益々の努力を期待しております。

次、③です。職員の指導を思いやりのある指導をしていますかということですけど、これ今ね、南部のある市町村ではね、毎日のように新聞を賑わせている市長がいてですね、その中の市民の声としては、議会は何をしているんだということが書いてあったので、私も一応はこの問題に対しても議員として触れておこうかなと。これは村長、誤解がないようにですよ。これは村長がこういうことをやっているからこういう問題を出しているんじゃないんですよ、誤解しないでくださいよ。

那覇市もですね、このパワハラ問題とか、議員が職員に対してのパワハラ等があってですね、いま条例化しているというのがこの前の新聞に載っていました。このパワハラというのも私もあまり詳しくは分かりませんが、ちょっと注意したつもりが聞く側によってはパワハラになるんだということをですね分かりまして、村長もですねたぶんいろいろ職員に対しては小さな気配りもしていると思いますけれど、私自身も島ではそういうのはないと信じたいですけど、実際信じてよろしいものかどうかをお聞きしたいと思います。

○ 新里武広村長

ご質問の内容については、昨今、先ほど市長村名は出ておりませんでしたけれど、各自治体で特にマスコミに取り上げられていることは私のほうも承知しております。本村においてはそういったことはないと信じておりますが、本格的な調査は実施しておりません。またハラスメント等に関する相談についても認識しておりませんが、よりよい職場環境の構築を目指すために、今現在、顧問弁護士等にもいろいろ相談して進めているところでございます。今後、要綱の制定や服務規程の見直しを含めて、職員が訴えやすい体制づくりを年度内に実施できるように努めていきたいというふうに考えております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

我々議員もそうですけれど、三役はじめ課長たちの皆さんも部下に対する言葉遣い等はこれからも一層気をつけて、すばらしい環境のもとでみんなが仕事ができるような村役場であってほしいと願いながら私の一般質問をこれで終わります。ご答弁ありがとうございます。

○ 當山清彦議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、2番座間味満議員の発言を許します。

○ 2 番 座間味満議員

おはようございます。それでは通告書のとおり一般質問をさせていただきます。まず最初にですね、部落内の道路についてなんですが、最近、道路の傷みが激しいと思います。村長はこのことについてどのようにお考えですか、お伺いします。

○ 新里武広村長

部落内線道路についてはですね、長い間舗装等をしておりません。箇所によっては特に自転車等、あるいは最近流行のスクーターみたいなのがありますので、それがこけて怪我をするという情報も入っておりますので、対応しなければいけないというふうに考えているところでございます。詳細については観光産業課長のほうから答弁させます。

○ 山城淳観光産業課長

ご質問にお答えいたします。議員のご質問については、村道部落内線のことだと思っております。村道部落内線が整備されて以来ですね、舗装の打ち替え工事は実施されていないと思われます。簡易的な補修を現在実施しておりますが、今後どのようなかたちで対応していくかは検討している状況です。

○ 2 番 座間味満議員

ただいまの答弁についてなんですが、私はこのことについて以前も一般質問したことがあります。そこでも同じような答弁でした。あれから何も進歩がないですね、はっきり

言ったら。一時的に簡易的に穴が空いているところに簡易的道路を修理するということがありましたが、結局同じ所がまた剥がれて穴が空いていますよね。よけいひどくなっているような感じがするんですよ。特に部落内の道路というのは両端はきれいにされていますよ。これはおそらく水道管を通したときにきれいに舗装したと思うんですが、中央のほうは非常にひどいです。車を運転していてもボコボコボコという音がしますので、これは考えていますっておっしゃっていますけれど、いつ頃までにどのようにするかというのを詳しくお聞きします。

○ 新里武広村長

今、計画としてはですね、この間、渡嘉志久、阿波連におきましては水道管の管の更新を終わりました。今年度、来年度等についてはですね、渡嘉敷のほうの水道管の管の更新がありますので、それに沿って舗装のほうはできないものかというようなことで計画を進めているところでございます。具体的にはまだ設計が上がってきておりませんので、どのような工程で進めるかは検討中ということでの答弁でございました。

○ 2番 座間味満議員

このような質問をしたのは、2番もいっしょなんですけど、村長、来年と言っていましたよね今ね、来年ね。これ実際に今、設計が上がってきていないと。これ来年から水道工事やるとしたら、もうそろそろコンサルから設計は上がってきてもおかしくないんじゃないかと私は思うんですが、これから発注するわけですよね、委託に関して。これは何月頃にやるわけですか。

○ 山城淳観光産業課長

今のご質問は設計の件だと思われそうですが、今月末から来月にかけて設計を実施して、発注に向けて進めてまいりたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

じゃあ、来月までに設計は委託はできると、工事は次年度に行うと。これ実際コンサルにお願いする場合に道路の舗装まで入れての設計なのか、それとも配管工事だけの設計なのか、このへんお伺いします。

○ 山城淳観光産業課長

議員の質問にお答えします。今回、水道工事と道路工事は別々になってきますので、このへんはですね、道路の担当と、また水道担当とどのような感じの配分でやるのか。それとも水道で一括して舗装できるのかどうかという協議も含めてですね、確認してまいります。

○ 2番 座間味満議員

ただいまの答弁、確かに調整してやるというふうな答弁ですので、ぜひですねできるように。できなかったら私また同じ質問をしますので、そのへんはよく自覚して取り組んでいただきたいと思いますので、先ほど村長からの答弁があったとおり自転車等の事故もあ

りますので、考えられますので、特に団地付近の道路はボコボコですよ。課長、分かりますよね。あそこは子どもたちが多くですよ。このへんも含めてご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして、2番嘉手刈公園の管理についてなんです、公園の入口に自転車等が入れないようにするようにしたらどうですかということなんです、6月8日に村民から言われて、子どもたちがあそこに自転車で遊びに行っているよというふうなことを聞いたもんですから、6月8日に確認に行ったんですよ。そうしたら公園のところじゃないんですけど、あそこで遊んでいる子どもたち4名、自転車で嘉手刈方面を自転車で遊んでいるわけですよ。完全にですね、今の状況だったら自転車も簡単に入りやすいと。以前に同じ質問をしたんですが、その時はトラロープが張ってあってちゃんと入れないようにされてあったんですよ。今だったらオートバイでも入れますよ簡単に。オートバイだったらむしろUターンもできない状況ですから、それが側溝にでも落ちたら一人で行った場合にもう上がってこれない状況にあると思うんですよ。そのへんについてどのようにお考えなのか、お聞きします。

○ 山城淳観光産業課長

議員ご質問にお答えいたします。渡嘉敷農村公園についてはですね、これまでも管理についていろいろ議論されてきておりますが、施設の整備が進んでいない部分が、状況もございしますので、過去の資料も確認しながらどのような管理、施設の管理を実施していくかを協議しているところでございます。

○ 2番 座間味満議員

課長、これ協議する必要がありますか。すぐ行って止めたらいんですよ。このへん協議しないですぐ早めに取り組むようにひとつ考えていただきたいと思ひます。

○ 山城淳観光産業課長

すみません、このへんです、まずは議員おっしゃるように簡易的にでも安全管理をするところをまず考えていきたいと思ひます。それで昨年度調べたらですね、いろいろ転落防止柵とか、そういう見積もりを取られている経緯があったんですね。一応、前任のほうにもいろいろ聞いたところ、資料を見たところですね、そういった設備を見積もりを取ったんですが結構金額がはってですね、予算取りが厳しかったのかなと思ひます。これも含めてどのような整備をしていくかというのを考えていけないのかなと思ひますので、まずは議員おっしゃるように、子どもたち若しくはそういった観光客だとか関係者が安全なかたちで何か簡易的に対応できないかどうかも含めて考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 2番 座間味満議員

私が思うにはですね、そんなに難しい問題じゃないと思うんですよ。例えば今、課長がおっしゃったとおり扉をつけるか、そのへんになるとやっぱり金もかかってくることで

ので、トンブブロック一つ置いて、通れなくなれば自転車入れませんよ。こういう簡単なこともできなかつたら、事故が起きた場合に、あああの時やっておけばよかったなではもう済みませんよ、こういうことは。このへんよく理解してやっていただきたいと思いますので、課長の答弁なんですけれど、村長はこのことについてどのようにお考えですか。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃるとおりに、やっぱり事故が起きてでは遅いということで、私は以前に座間味議員から質問があったときに対策を講じるようにと。それで見積もり等は取られていたかと思いますが、実際には対応できていなかったということでございます。早急にこれに向けて対応するように指示いたします。

○ 2番 座間味満議員

村長、今、村長が答弁したこと、予算が取れなかったと。あれからずっとそのままにしているんですか、現在まで。普通、予算が取れなかったら、これは一つ逃げ道だと私は考えていますよ。取れなかったらまた新たに次年度に補正で組むとか、そういう対策というのは十分できると私は思っていますけれど、これはいつ頃までに村長はじめ課長も言っていますけれど、早急にやると言っていますので、これはぜひお願いしたいと思うんですが、最後に一つだけ伺います。何月までにやりますか。

○ 新里武広村長

年度内を目標に、すみません、年内を目標に対応してまいりたいというふうに思っております。

○ 2番 座間味満議員

村長、年内というのは平成7年度ですか、それとも12月までですか。令和7年度まで。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 2番 座間味満議員

これ令和7年度、7年ですよ。これは12月までにということで年度内ですよ、年内。令和7年度だったら3月までですよ、令和7年の12月までに対応するということですよ。このへん理解しています？ 今、私が言っていること。令和7年12月までにちゃんと対策やるように。私が言ってるのは、予算をつくってやるということです。その前に簡易的にすぐ自転車が入れないような状況にはぜひすぐ対応していただきたいと思いますので、そのへんはよろしく願います。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

この件については、今年の12月までには対応してまいりたいというふうに思っています。

○ 2番 座間味満議員

これは予算的には村長、9月の補正で予算を組むということになるわけですね、12月に実施するというんでしたら。それについて答弁をお願いします。

○ 新里武広村長

予算については、緊急性があると思われるものについては予備費対応で対応してまいりたいというふうに思っております。

○ 2番 座間味満議員

分かりました。予備費から流用するということですね、村長ね。ぜひこれは早めに対応していただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは、3番に移らせていただきます。幼稚園の給食についてなんですけれど、幼稚園の給食を週2回できないのかということ、2番もだいたい似たようなものなんですけれど、以前にもお聞きしたんですが、いい話を聞いた覚えがあるんですよ。そのへんについて教育長の答弁よろしくお願いします。

○ 金城満教育長

お答えします。この件は以前より議会で何回か質疑をいただいておりますけれども、幼稚園の給食を週2回にできないのでしょうかということについてですけれども、現在、この週2回の給食提供に向けて学校給食共同調理場の栄養職員、調理員、それから渡嘉敷幼稚園の体制、先生方と調整を進めております。その準備が整い次第、保護者の皆さま及び関係者の皆さまへお知らせし、給食の提供を開始したいというふうに考えております。

○ 2番 座間味満議員

教育長、遅いんじゃないですか、対応が。以前からそういう質問は出ています。教育長がおっしゃたとおり確かに出てますよ。これを今から対応していくと、じゃ嘘ついているんですか、何も対応してないとか私は考えてませんけど。これ、週に1回なんですけど、早めに集まって協議してやるということなんですけど、何月から対応するわけですか。

○ 金城満教育長

対応が遅いというご指摘ですけれども、以前にも質疑に対してお答えしておりますけれども、体制が整わないとなかなかできないということなんです。1週間に1食を増やすという、ただそれだけではありません。作る体制、それから受け入れる幼稚園側の体制もあります。そういうのをいろいろ、4月から栄養教諭が代わりました。そのへんも含めてですね、新たな体制で今、臨んでいるところですので、そこを今、しっかりと調整しているところです。ですから、その体制ができ次第、できるだけ早めに週2回の提供をやるというふうには考えています。

○ 2番 座間味満議員

教育長、これは早めに対応するということですね、これを早めにやるように、年度内

にできるのか、ここらへん、実際に詳しくですね、何月から対応するというふうな答弁をお願いします。

○ 金城満教育長

具体的に何月からというのは明言できませんけれども、体制が整い次第、保護者への連絡とか、いろんな調整もありますので、そこがしっかりできてからやるということでございます。ですから、年度内にできるかぎり給食2回の提供は実施したいなというふうには思っています。

○ 2番 座間味満議員

はい、できるということで、理解でよろしいですね。そこらへんぜひ年度内にできるように私からもお願いしたいと思いますので、ひとつ頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後の質問に移らせていただきます。4番なんですが、部落の行事について、部落の行事、綱引き等あるんですが、職員の協力はできないものか、例えば、合同生年祝いもそうです。職専免でできないのか、今回は綱引きが土曜日になっていますので、祝日になってはいるんですが、何か行事が出てきたときに職専免で職員等の協力はできないのか、ここらへん村長はどのようにお考えですか。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃるとおり、村内にはいくつかの行事があり、さらには学校行事等もあります。できるだけ、職員の皆さんには積極的な参加協力のほうをお願いしているところではございます。詳細については総務課長のほうから、答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

座間味議員の質問にお答えします。ただいま村長が答弁しましたけれども、村内で行われている行事への積極的な参加協力について、職員へその都度依頼をしています。現在、職務専念義務免除、いわゆる職専免については、各学校における入学式などの行事、また各区の浜下り行事、また先ほどおっしゃられた渡嘉敷区の大綱引き、阿波連区のハーリー行事などの参加に適用しております。議員のおっしゃる地域行事への役場職員の参加なくては行事が成り立たないと考えておりますので、これからも積極的に参加するよう職員への周知、協力体制を実施してまいりたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

はい、確かにいい答弁いただきました。ぜひですね、実施していただきたいと思いますので、今年の4月ですか、阿波連小学校の入学式行ったら、ほんとになんと言うんですかね、保護者も少ないと、来賓の方が多いというふうなことを感じたわけですよ。だからこれね、積極的に部落行事に関して、行政としては協力する義務が私はあると思いますので、これをぜひ実施していただきたいと思いますので。

私が今日4点ほど質問したんですが、答弁された皆様方、ぜひ、実施できるように、私、

期待してますので、また同じ質問をされないようにひとつ頑張っていたきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで2番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ 3番 玉城保弘議員

それでは通告書に従い一般質問いたします。まず1番、パートナーシップ制度の導入についてをお伺いいたします。これは沖縄県では、沖縄県差別のない社会づくりの条例ということで及び沖縄県性の多様性尊重宣言と(美ら島にじいろ宣言)の理念に基づき、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指しているということで、その具体的な取り組みについての一つとして、令和7年、今年度ですけれども3月28日から「沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始いたしております。本村においても制度導入を進めるべきだと思いますが、まず見解をお伺いします。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。パートナーシップ・ファミリーシップ制度については、ちょっと県内の動向を調べましたところ、県内の自治体で導入しているのが、今現在、那覇市と浦添市の大きな市しかなかったということでございます。本村の考えといたしましては、県内の状況をちょっと勉強させていただいたうえで制度導入について進めていけたらというふうに今のところは考えているところでございます。

○ 3番 玉城保弘議員

今村長おっしゃったとおり、県内では2016年に那覇市、そして2021年に浦添市が制度化を行ったということであります。大きい市のほうがどうしても先になりますけれども、この質問をするときにですね、全国のデータ等を調べてみますと、全国で制度のある都道府県、これ47都道府県の内33の都道府県が制度を導入していると、自治体のほうになりますと1788自治体中526自治体がもう制度を導入しているということです。これも時間の問題ですね、どんどん各都道府県が導入をしているということで、今浦添と那覇市のほうが導入したということですから大きいから導入というわけではなくて、各自治体、村もやっぱり早めに、どうせ導入しなければいけないことだと思っております。こんだけ件数が増えてくると、やっぱり後手後手で渡嘉敷村が一番最後にならないようにしていただきたいなということです。これからになりますんで、村長は、導入に向けて進めていくという返事ですね。今本村で一番問題になっているのが、やはり人口問題、こういったことに

も関わってくるのではないかというふうに考えております。こんな小さい自治体であっても、そういった制度は先に導入しているんだと、一番先に導入したということだけでも、人口問題等にも影響してくると考えておりますので、もう一回ちょっと意気込みをお伺いします。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃるとおりですね、まだ導入している自治体は少ないかもしれませんが、日本中、何処に住んでいても、同じ制度が使えるということはきちんと遅れないように対応していかなければいけませんので制度導入に向けて進めていきます。

○ 3番 玉城保弘議員

なかなかいろんな報道等では流れますけど、なかなか自分事のように考える方がやっぱり少ないということがあってなかなか認知度が低いかなとも思っております。因みにもちろんパートナーシップ制度は互いの認めた二人ということですが、今回ファミリーシップ制度というのは、家族、親族等も認めようじゃないかという制度です。決して認めますということで、正確な婚姻とかというのは全く関係ないんですよ、それを認めるか。一部の補助的なものが貰えるということのようですので、本当にやるか、やらないか、認めるか認めないかの基準だと思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それでは次の質問に移ります。被害者支援制度についてをお伺いいたします。これはまだ県のほうからもあるいはまだ警察の方からまだ行動にはでていないということですが、前情報とか流れてきましたので、ぜひ取り組んでいただきたいということで質問をあげております。全国では条例化等で制度活用環境づくりが進んでおります。沖縄県ではようやく名護をはじめとして、自治体が取り組み始めた状況であり、本村においても制度化を推進すべきだというふうに思うわけですが、まず村長どうぞ見解をお伺いいたします。

○ 新里武広村長

この被害者支援制度については、私たちもちょっと勉強不足な点があるということで、まずは沖縄県警の方からですね、説明にきたいということがありましたので、すみません。那覇署の方からですね、説明に来たいということがありまして、今予定としましては20日ですね、今週の金曜日に那覇署の方が来庁予定となって、そこで説明をいただくというふうに今予定を立てているところでございます。その中でいろいろ説明を聞いたうえで、村としてはどのような行程でもって、そういった被害者支援制度について取り組んでいくかというのを具体的に計画していければというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

まだ始まったばかりということで、那覇署の方からの説明と、これからだということです。この支援者制度これは法務省の資料から調べてまいりましたけれども、被害者家族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため被害者の支援に関わる「被害者支援員」とい

うことで全国の地方検察庁に支援員を設けるということのようです。今この被害者支援制度、ちょうど那覇市のほうにも那覇市議会のほうでも、今現在この件について質問なり出ているという情報をもらっています。その際の情報でも、5市町村が今制度化に向けて進めているということです。

ここでまだ始まったばかりのことを進める気はないんですけれども、この被害者の、例えば直接やるのは警察になるわけなんですけれども、村としても一時的な支援というのが可能なんですけれども、被害者のことを考えると一時的な支援だけでは絶対足りないわけですね。心のケアなので、しっかりと条例化をしていただいて、支援を体制する環境づくりをしていただきたいと、この後20日に那覇署のほうからいらっしゃるというのを聞いております。最終的には、これは条例化をして一時的な支援ではなく、しっかりとケアができるような体制をつくるための条例化をしてほしいということです。もう一度その条例化に向けて少し。

○ 新里武広村長

村としての取り組みについてはですね、総務課長のほうでいろいろ調査しておりますので、総務課長のほうから答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

議員がおっしゃるとおり条例化が必要かと思っております。最初に質問の中でおっしゃられたとおりに名護はじめいくつかの自治体でしかまだ整備されていないということです。この20日にお話し合いをさせていただいたうえで、那覇市のほうも条例化に向けてということを伺っておりますので、そこらへんを伺ったうえで対処していきたいというふうに考えております。

昨日ですか、県の方からもこれについて進捗状況はどうなっているかという市町村への調査ものがありましたので、一応それに向けて今予定しているというふうに回答しようという考えを持っております。なので年度内にできればいいかなというふうには思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

ぜひ条例化に向けて進めていただきたいと思います。名護市のほうと那覇市ですかね、大きい所とは申し上げましたが、大きい小さい関係なく、今どこでそういった被害者がでるかというのは、本当に大きい小さい関係なくあり得ることですから、しっかりと準備をしていただくというのが、我々の一番大事なことかな思っておりますので、ぜひ進めていただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、4番金城渉議員の発言を許します。

○ 4番 金城渉議員

議長4番、一般質問通告書に従い質問させていただきます。

1番、村長の公務上の姿勢について伺う。公務上、嘘をついたことはありませんか、村長、どうぞ。

○ 新里武広村長

とても難しい答弁になるかと思いますが、嘘をついた覚えはありません。以上です。

○ 4番 金城渉議員

なぜこういうちょっと幼稚な質問をしたかという、こういう議論というのは全てお互いが正直に議論しあうとスムーズに進むので、こういう質問をさせていただきました、前もってね。

じゃあ、次2番ですね。渡嘉敷村の現状と発展をどう捉えているのかを伺います、村長どうぞ。1番、①施政方針では具体的な問題点の提起と、将来的展望が発表されておりますが、具体的な実行例と効果があれば公表して下さい。例えばPDCA評価、検証、結果、改善策の実行、令和6年度は村長の尺でいいんですけれども、何を大まかに行ったのか、その発表というか公表していただければと思っています、お願いします。

○ 新里武広村長

令和6年度何をやったかということでございますが、出納閉鎖を先月の5月31日に終わりました。その出納閉鎖が終わることによって、令和6年度の予算の執行であり、そういったことについて、今現在PDCA評価シートの作成を各課指示しているところございます。というのはPDCAを作成することについては、9月に行われます決算認定でどうしてもそれは必要だということと、当初で予算を議員の皆さんに認めてもらった結果どんな成果を上げたかということで、成果報告を9月に私たちはやらないといけないですし、当然監査委員の方にも報告して、意見書をいただくというふうにしてありますので、5月の出納閉鎖が終わってからですね、令和6年度のこの事業の評価PDCAを作成するようということで指示してあります。現在、担当課においては、作成しているものだというふうに認識をしております。

因みに、ざっくりではありますが、令和6年度、これ金城議員から具体的な実行例と効果があればということでありましたので、まず今日の一般質問にもありましたふるさと納税及び企業版のふるさと納税、これも特に企業版ふるさと納税、これまでは貰える企業がなかったんですが、今現在3社ほどありまして、約2千万円近い企業版ふるさと納税もいただくこともできました。これも一つの評価であるのかなというふうに思っております。

あとは人材の確保と育成については、先ほど冒頭に職員を紹介したさせていただきましたけどインターンシップを大いに受け入れることによって人の確保ができた、さっき近畿大学という話をされていましたが、そのインターンシップを受けることで渡嘉敷に

魅力を感じて、そこでそういうことをしたいということで、そういったことも一つの実行例になったのかなというふうに、それも効果がでたということでございます。

またD X推進というかたちで業務の効率化については、先ほど沖縄フィナンシャルグループから1人派遣してもらったと、これ継続なんですけれども、そういったことにもちゃんと結びつけているのではないのかなというふうに思っております。

あと補助金交付金については、これまで行われておりました離島住民コストとか、観光総合推進とか美化清掃であったりとか、海域安全事業であったりとか、自動車航送コスト軽減事業であったりとか、そういったことをこれまでやっていましたけど、これ以外にも新規に教育相談支援事業であったり、ICT教育支援事業を実施しているところでございますので、これもちょうとしたかたちで子どもたちには反映されていくのかなというふうに思っております。離活の事業の補助金については、これは何度か説明をしてありますけど、それ以外にも今年度、本村を卒業し進学生徒を対象に、渡嘉敷村の15の春応援事業ということで取り組んでいるところでございます。

あとは私の公約でもあります18歳までの医療費無償化、これについても今取り組んでおります。そのほかにもいろいろありはするんですけど、これ全部言ってしまうと時間が足らないのかなと思いますけど、いずれにしてもこのPDCA評価、検証、結果、改善、実行については、きちんとしたかたちで村民の皆さんに公表できるかたちをとっていきたいと思っております。当然ホームページ等にもきちんと掲載できるように、はい、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○ 4番 金城渉議員

はい、ありがとうございます。かなり成果がでてるとポジティブな意見ありがとうございます。実際そうですね、いろんな面で成果はでているのは私たちも感じております。いろいろな業務のチェック、PDCA特に具現化したチェック方法9月にでる。私たち議員としても、やっぱりその辺のチェックを一方的に行政の方で評価を出すんじゃなくて、私たちも議員の仕事として、取り組んでお互いの検証を交えながら9月以降また取り組みたいと、私たち議員としても考えておりますので、そのへんのご協力またお願いしますね。

②島外の識者や各分野の専門家から島のポテンシャルの高さを上げるご意見を聞きますが、それは村長としてもたぶん耳にだいぶ、渡嘉敷だったら例えばですよ、渡嘉敷だったら何ができるのかな、渡嘉敷だったら何したいのかな、事業にしても行政に関わることに、教育に関しても、島外からいろんな前向きな意見がたぶん入ってくると思うんですね、それを村長の方でどういう見識で受けているのか、もしくは前向きな意見、村として村長として、どのように捉えているのか、具体的な一例でもあれば、こういう外からすれば何なのか、島のポテンシャルの高さを評価して、こういう事をやったらどうかとか、いろんな意見たぶんあると思うんですよ。そこで村長どう捉えているか。ちょっとご意見をお聞きしたいと思っておりますので、どうぞ。

○ 新里武広村長

まず教育分野についてはですね、ICT教育にちょっと力を入れていかなければいけないと東京にいても離島、沖縄にいてもきちんと平等に教育が受けられる。そういった制度をきちんと構築していく必要があるかと思いますので、そういったことについても取り組んでいるところではございます。

あとは私の方が観光産業のほうに重点をおいての質問なのかなと思って、そこをちょっと重点に考えていました。地域ポテンシャルは、その地域に存在する資源や知識、技術であり、気候であったり生態環境、景観、伝統、生活文化、産業、そしてそれに関わる人々の中に蓄積された知恵のことを、私なりに示すものだと思っております。ただ一方、これらは日常の生活の中で当たり前のこととなっているため、地域に住む人々にとっては、以外に認識されにくいものかなというふうに思っております。

昨年あたりから、観光客を見てみますと、欧米からの観光客が多い特性を持つ、我が村の優位性といいますかね、この優位性を活かした欧米の富裕層向けの高付加的観光ツアーのメニューを作ることはできないものかと個人的には考えたりするわけですが、つまりこれは、将来にわたって持続的に誘客が促進されるよう、島の地域資源を活用し、収益性が高く独自性、新規性のある観光コンテンツの開発が必要なことから、情報発信ができないものかというふうに思っているところでございます。

島の私が考える課題といたしましては、現在、観光客、確かにけっこうな数が現在は入ってきておりますが、日帰り客が中心なのかなというふうに思ってます、日帰り客が多いということは、観光の消費単価が今後はちょっと伸び悩みしていくのではないかというふうに考えております。

島内の観光サービスの断片的なあるいは宿泊、飲食、体験事業者間の連携をすることによって、観光消費単価がもっとあげることができないものかなと、これは役場だけではなくて商工会、観光協会と連携をしたかたちでやれば、一番いいのかなというふうに思っております。

たまたまではございますが、外国の方と片言の英語といいますかね、そういうことで会話が、たまたまあつてですね、かなり富裕層の方にとっては、とても魅力的な観光の場所ですよ、というお話は聞いてはいるんですけど、何処が外国人にとって、島どこがいいのかなと、私たち島にいる人もちょっと考えさせるところもあるんですけど、この自然体が一番いいんだというふうなこともお話されておりました。渡嘉敷島で食べられる物であったりとか、さっき言いました自然、歴史、文化、あと島人しかわからない場所等を外国人の方は希望していらしているということも、お話聞けましたので、そのへんについても少し、研究して行く必要がないのかなというふうに思っております。

やっぱり日本人であったり、島人だけの目線ではなく、例えば今年度、実はCIR国際協力員を採用しようかということで、当初予定しておりましたけれど、ちょっと宿泊場所

が確保できなかったため断念しておりますが、外国人協力員のですね、考えとか、そういったことをすることによって、島のニーズがわかってくるのかなというふうに思っております。そういったことで、私のあくまでも見解でございますが、そういったふうに考えているところでございます。

○ 4番 金城渉議員

はい、ありがとうございます。かなり興味を持って研究されているということで、ありがとうございます。

③対外的な島の顔、村内でのリーダーとして島を引っ張っていく為に、公私共に私利私欲無しで協力されている方はいらっしゃいますか。

○ 新里武広村長

はい、答弁いたします。島の発展、島の強い経済のため協力アドバイスをいただいている方は、私の回りには数多くいるのではないのかなと理解しているところでございます。私利私欲なしというのは、ちょっとひっかかる点もありますが、ちょっと今の私の周囲には、そういった方はいないというふうに理解しているところでございます。

○ 4番 金城渉議員

ちょっと角のある私利私欲という言葉を使っていますけれども、どうしても民主的に選ばれる選挙というのがあって、それに協力してしている方たちの中には、事業を営んでいるとか。そこをどうしても自分が得することを、やっぱり権力を持っている村長には委ねると、要するにお願いするという気持ちは当たり前にあると思うんですね。そういう方たちのことを私利私欲とちょっと角のある言葉を使っていますけれども、例えばですよ、住宅問題、島で非常に僕は一番大きな問題かなと、住宅問題全てに関わる。要するに村民の人口増というテーマに対しても全て引っかかるところは住宅問題かと。

一例として交流の家の官舎を一昨年ですかね、村長就任した年に、財務省の方からお借りして、今実際、利用されている方は商工会の那覇から派遣されている職員2人かな、あと村の職員、新卒の若い職員が利用されていると、非常に私、個人的には彼らを避難するわけじゃないけれどももったいないと。今、村内には、夫婦で一緒に頑張っている方たちが、移住者、移住組でね、夫婦で来てお産を控えている若いカップルたちがいる、住む所はコンテナを改装したような、ちょっと非常に環境的には悪い所で一生懸命頑張っている。あと3カ月で子どもが生まれますと、どうしてもやっぱり新しい家に住みたい、そういう方たちと今入居されている方たちと比較すると、私は常識的にやっぱり、これから新生児を育てていくためには、綺麗な環境の住宅を勧めたいと思っています。そのへんの優先順位というかな、現状に応じたせっき国からお借りしているわけだから、大切な国有財産、もっと効率よく、村民に理解できるような使い方に変更していただきたい。

ちょっと質問とずれているように思われますけれども、たぶん商工会、村長の非常に支持基盤と一番大きな団体だと思っていますけれども、そこに対して私利私欲というのを使

ったんですけどね。村長どうお考えですか、どうぞ。

○ 新里武広村長

そういったことで商工会に貸してはおりませんので、はい、私は純粹にそういった団体にも貸す必要があるのではないだろうかということで、今現在は商工会の職員ですか、補助員が入居されているところでございます。

○ 4 番 金城渉議員

私さっき質問したのは、今後考え直す、要するに入居の物件に合った人たち、その人たちをそれなりの物件に配置するというかな、お貸しするという細かい配慮が、今後は必要かなと私は思います。お借りした時の条件、私も財務省に直接お伺いしたら、どの地方も住宅難で物件足りないの有効活用していただければと気持ちでお貸ししましたと、財務省の担当の方は直接おっしゃっていました。ただ、村に下りてくると村内で縛りが付けられているわけですね。総務課長の方から資料をいただきましたけれども当時、村内で縛っているわけですよ。団体職員に限るだとか、行政関係者に限るとか、縛っているわけですよ。財務省の方は、そこまでは縛っていないです提供する時には。なのでそれを解けば、それ相応の村の方たちにお貸しできるのではないかという質問なんですけれども、そのへんどう村長お考えですか。

○ 新里武広村長

ただいまの質問については大変申し訳ありませんけど、質問の趣旨になかったものですから準備をしておりますので、答弁を控えさせていただきたいと思います。

○ 4 番 金城渉議員

ちょっと私の方も、それすぎたかなとは思っていましたがけれども、それ改めてまた個別にでもいろいろ勉強させていただきたいと思います。

議長、どうしようか。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4 番 金城渉議員

議長すみません、時間の都合上3と4の質問をちょっと前後してほしいんですけれども、執行部の方よろしいですか、議長。じゃあ4番先いきましょう。

水道供給について伺う。①企業局による水道供給が始まっているが、ダムに大量の土砂が流れ込んで堆積されています。水道水の安定供給に支障が出ないか危惧してますけれども、村長どうお考えでしょうか。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。本村の堰に大量の土砂が流れ込んできている情報は実は受けておりません。担当課の方にちょっと確認しても、そういった情報はないんですと

いうお話でした。しかしながら今現時点では水道水の供給は順調に行われておりますが、今年の小雨傾向、沖縄が梅雨に入る前に九州から先に梅雨に入ったということでちょっと気象的にもおかしいな気象になっているのかなということを危惧しております。今年の小雨傾向であったり、観光客の入域者数の増からいたしても、私としては安全安心な給水が継続的にできるか、議員も心配なさっているかと思いますが、懸念しているところでございます。今月の1日から水道週間、これ第67回水道週間が始まりまして、このライフラインとして重要な役割を果たしている水道について、水も限られたものでありますので、節水等に協力していただくよう、担当課のほうには指示をしてあります。特に村民並びに来島者の皆さんには、水の大切さに関心や理解を深めていただく必要があるということで広報を通して行ってまいりたいということで、今準備を進めているところでございます。

○ 4番 金城渉議員

ちょっとこれもちょうど僕の質問も悪かったかな。土砂が大量に流れ込んでいるというんじゃないで堆積、ダム自体に堆積されているのはたぶん見受けられるんですね。その中で例えばですよ、僕専門じゃないけど水深が3メートルとする、2メートル土砂が堆積している経年ですね。取水する水の質というかな透明度というのか、このへんの調査とかは行ったことありますか？

○ 新里武広村長

このへんの調査は行っておりません。

○ 4番 金城渉議員

私が今懸念しているのはそこです、ダムの容積というのはもちろん資料として容量というのは数値化されていると思うんですけども、実際の使用する場合にあって、例えば浄化槽の浄水装置の能力というかな、どのぐらいの濁りまでは対応できるとか、例えば上澄み何メートルの量は問題なく浄水機能できるけれども、下にだんだん水位が下がって行って、下の泥水のどのぐらいからの濃度からは使用できないとか、その調査を早めにやっておくべきではないのかなと。こんだけ観光客が入って来ているし、水の使用量もたぶん例年よりは増えるのかなと思ってますので、早めに実態調査を早めに対応していくべきではないのかなと思っています、どうぞ。

○ 新里武広村長

ただいまの議員の質問にお答えいたします。水道供給ご存じのとおり昨年の9月から企業局によって水道供給がされておりますので、企業局とも連携を取りながらですね、確認しながら、そのへんについてちょっと進めていきたいというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

実際、水源の阿波連川は県の管理ですよ、渡嘉敷川は村の管理になっているんですね、水源は。浄水施設は広域で県と阿波連川のダムと水源、そのへんはどうでしたかね。

○ 新里武広村長

3つの堰があって、イシッピは渡嘉敷川ですね、大川は阿波連川、これについては県の管理ということで、一番大きな恩納堰は村の管理ということになっております。いずれからも取水は可能だということでございます。

○ 4番 金城渉議員

じゃあ、県とも協力しながら夏場の水源の確保、あわてないように前もって準備だけをお願いします。取り敢えず以上です。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城渉議員

続けてお願いします。3番、島外からの人材雇用について伺う。①行政関係者に対して新規雇用した場合、補助金が出ているが支度金ですね、費用対効果をどう捉えているか、村長お願いします。

○ 新里武広村長

はい、議員の質問にお答えいたします。この質問については、特に有資格者の方をお話されているのかなというふうに思っております。特に保育士資格であったり、幼稚園共有であったり、その他の看護師等の資格を持っている方の件だと思います。当然保育士を確保することによって子育て支援の一環の待機児童の解消にも繋がっておりますし、同じく幼稚園のほうにも子育て支援の一環として、大いに効果はでているものだと思います。あと現在は地域包括センターの構築に向けても力を入れておりますのでというのは、先ほど国保の質問がありました。そういった予防的な指導等をやることによって医療費も抑えられるということで、だいぶ効果が出ているものだというふうに認識しております。詳細については、総務課長の方から答弁させたいと思います。

○ 新垣聡総務課長

では補足で説明いたします。私の方からはこれまでの実績についてお話をさせていただきます。令和3年度から実施しております、この支度金の事業ですが、これまで保育士が5名、幼稚園教諭が2名、栄養士が1名、看護師が2名の計10名を採用しております。現在その内7名が在職し、その内2名は本村の採用試験にて合格し、本採用となり頑張っております。

○ 4番 金城渉議員

1年以内に退職したりという職員は何人かいますか。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新垣聡総務課長

その中に1名が栄養士、もう1名が幼稚園教諭は1年以内の退職となっております。

○ 4番 金城渉議員

その際の補助金の例えば当初支給額からいくらの返還というか、ペナルティーというかその数字は出せますか？

○ 新垣聡総務課長

この支度金の事業は、渡嘉敷村職員採用にかかる支度金交付要綱に則って支給を行っております。その中で第8条に支度金の返還という条文がありまして、採用された日から6カ月以内で退職した場合には25万円の返還、採用された日から6カ月以上9カ月以内で退職した場合には12万5千円の返還、採用された日から9カ月以上12カ月未満で退職した場合は6万2千500円の返還をお願いしております。

○ 4番 金城渉議員

支給額50万円としてですよ、これはねベースはね、50万円からの話ですよ、わかりました。行政としては、この制度は効果がでていいるという評価でいいんですか。

○ 新里武広村長

資格者の確保については、とても村としても苦慮しているところでございます。この制度を活用することによって、資格者の確保ができておりますので、とても効果があるものだというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

制度以外での雇用というか新規採用はありますか？ 実際に。この事業以外での新規採用、例えば朝ご紹介いただいた方たちも、この雇用制度に則っているのか、はまっているのか。

○ 新垣聡総務課長

はい、先ほど申し上げた渡嘉敷村職員採用にかかる支度金交付要綱に基づいての支給をしておりますので、この趣旨といたしましては有資格者、保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師、栄養士というふうにならっておりますので、そのほか一般行政職には支給対象としてはおりません。

○ 4番 金城渉議員

今後、有資格者の条例に基づく採用方法は全て支給する。この制度に則って採用することですよ。来る側は貰った方がいいので、その制度にのって来るでしょうけど、そういうお金を使わなくても一般採用という、本来はそこに向けていくのが、経費の削減かなと思いますけれども、今現在、行政を中心に社協だとか、そういう他の団体も準じて同じ制度を取っていて、かなり経費がかかっていると、将来、そのお金を掛けずに雇用できるような、魅力ある島づくりをする方向にも努力すべきかなと思いますね。そのうち支度金制度の悪用も出てくるだろうし、他の地方自治体では、それを渡り歩いている方たちもかなりいるという必ずですからね、そういう方たちは、そこに気を付けながら支度金ありきで雇用じゃなくて、一般雇用もできるような環境をつくっていただきたいと思いま

す。

②地域おこし協力隊等を活用して、人材不足解消に対処出来ないか。「地域おこし協力隊」現在1名いらっしゃいますね。事業内容と現状の説明をお願いします。

○ 新里武広村長

地域おこし協力隊、これ人材不足解消、これ役場の職員等も含めてだという認識でよろしいのでしょうか。役場の職員の不足分については、地域おこし協力隊の活用ができないという私たちは認識をしております。あくまでも前回ありました観光協会であったりとか、そういった団体等には、その地域おこし協力隊の力を借りる。あるいは村のほうで会計年度任用職員として雇用ができるというふうに認識しております。詳細については、総務課長の方から説明させます。

○ 新垣聡総務課長

議員ご質問の事業内容と現状の説明を行いたいと思います。地域おこし協力隊の事業概要といたしましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱しております。隊員は、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民への生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組みとなっております。本村はこれまで2名を採用し、現在1名が3年目の任期満了を迎えております。職務の内容についてですが、観光協会と連携をしながら語学力を活かした観光入域客等の案内やSNSを使った情報発信、また地域住民と協力しながら耕作放棄地の改修や造成、また地域行事への積極的な参加などを行っております。

○ 4番 金城渉議員

概要はわかりました。具体的にどのぐらいの経費がかかっているかを説明いただけますか、総務課長。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城渉議員

協力隊の方1名の総支給額をお願いします。

○ 新垣聡総務課長

今手元にある資料といたしましては、令和5年度と6年度をお聞きになっているんですけども、5年度は2名分がまとめて執行されていますので、先ほどお話しした上限額よりも上回っております。1名あたりではなくて2名分なので、それで説明させていただきますが、それにかかる経費全て合わせて871万8千335円、これ2名分となっております。

令和6年度、前年度は1名で525万9千901円を支出しております。

○ 4 番 金城渉議員

たぶん村民の方、この数字聞いてびっくりしていると思います。K氏今1人いますよね、K氏頑張っていらっしゃるということで。520万の所得ですよ。皆さんここにいらっしゃる執行部の課長たちより高所得じゃないですか。この間、村の広報誌で一生懸命本人ピーアールしていましたが、文化継承、綱引きの材料となる藁などということでいろいろピーアールしていましたが、正直言ってそんだけかと520万の年収で、それだけ支出公金を使ってね、非常に費用対効果が低いのかなと、これは本人が悪いのか、使っている側が悪いのか。村民の方もたぶんボランティアで頑張っていらっしゃると勘違いしていませんか、地域おこし協力隊は520万ですよ。ここにいる課長たちより年収高いですよ。その雇用の管理は任用にしても村長ですよ、最終責任者、最高責任者は、ちょっと雇用方法を考え直さないと村民からの反発というか、今後の制度の活用に対してたぶん否定される部分もでるんじゃないかと、要するに費用対効果がでないんじゃないかと、私は思いますけれども、村長ご意見どうぞ。

○ 新里武広村長

この件についてやっぱり効果がでないと地域おこし協力隊引っ張ってきてもどうしようもありませんので、きちんと地域おこし協力隊の活動内容も精査したうえで次年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 4 番 金城渉議員

地域おこし協力隊の趣旨に関しては、先ほど総務課長が事務的なものを説明されていましたが、定住目的で最長3年間の準備期間ですよ、今。今年度の最後の3年目かな、年間520万円払っているわけですよ。3年だと1千500万ですよ、簡単に考えてね。3年間で1千500万支給して準備期間をおいて、さあ来年定住する予定なのか、もう既に今の時期で準備していないといけませんよね。それは行政がそこを管理しないといけませんよ。だからこの間観光産業課長かな、協力隊の方の業務実績というかな、資料があったら出してくれと言ったら日報しかありませんということで、日報持ってきていましたよね。本来それ以外に管理すべきことは、あったと思うんですけども、若しくは今後あと何カ月かな来年3月まで、定住計画書なるものをちゃんと提出してもらって、私たちの血税から1千500万円も使っているわけだから、管理者としてはちゃんと責任をもって管理していただきたいと思います。村長ご意見どうぞ。

○ 新里武広村長

この件については、課をはじめ私たち執行部の方でちゃんと内容を精査したうえで、検討してまいりたいというふうに思います。

○ 4 番 金城渉議員

はい、わかりました。お願いします。あと半年間、一応制度を確認しながら本人の意思を確認して、どういう事業を定着して島へ住んでもらえるのか。議員にいじめられたから

出ていくといわさんでよ。

はい、じゃあ5番、公営船舶事業に関して伺う。①船舶運営、運用の総責任者は村長であるという認識でよろしいですか。

○ 新里武広村長

はい、よろしいです。

○ 4番 金城渉議員

先日、船舶課長の方から資料をいただいて、安全管理規定マリンライナーとかしきとフェリーとかしきの資料をいただいたんですけども、マリンライナーとかしき、これは令和元年作成のやつは、ちゃんと村長として名前があがっているんですよ。事業において最高位で指揮し管理する個人。フェリーとかしきの令和6年度に改定されているんですけど、これは具体的に職種とか名前が載っていないんですよ、その以前のやつは載っているんですよ、村長として総責任者が、これどういうことか、ご説明いただけますか。

○ 新里武広村長

資料が私のほうにはありません、船舶課長のほうから説明させてよろしいですか。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 玉城広喜船舶課長

議員の質問にお答えいたします。今確認しましたらマインライナーとかしき、令和元年ですね、安全監理規程では第2章村長の責務ということになっておりまして、フェリーとかしきの安全規程のほう令和6年作成ですが、経営トップの責務ということになっておりますが、我々としては責任者は村長ですので、経営者トップは村長という認識で理解をしているところです。

○ 4番 金城渉議員

これ総合事務局提出書類で通っているんですか、これで。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 玉城広喜船舶課長

総合事務局に届けた受付の印鑑もいただいておりますので、受付いただいたものと認識しております。

○ 4番 金城渉議員

これコピーと別で捺印されていますか、承認印は。

○ 玉城広喜船舶課長

議員へお渡ししたのは安全監理規程となっております、その上に総合事務局長へ届け

た鑑というのがありますので、それについてはコピーをしておりません。

○ 4番 金城渉議員

かなりそのへんの責任形態が海上運送が厳しくなっていて、私も海上タクシーを運営していますけれども、かなり厳しくなっていて、個人名、会社の代表者だけじゃなくて金城渉と全て入れるように指導されてきているんですよ。要するにあれば北海道の事故の件で、会社の責任を問うかたち、保障問題でいろいろ揉めてて、そこの経営トップのきちっと役職と名前も入れるように指導されているんですけども、渡嘉敷村の場合はこれで通っているということなのでこれ以上はもうありません。あとは総合事務局の判断だと思うので、以上です。分かりました。じゃあ総責任者は村長ということ。

6番にいきます。阿波連区の村有地問題、進捗を伺う。①継続して伺いますが、以前にお話した村有地である確認は取れていますか。その時、村長の答えとしては、私のものであるという方が出てきていると。ちょっと不可解な事案で、私もあれからずっと返事を待っているんですけども、村長、あれから顧問弁護士と相談するとかおっしゃっていましたが、その結果はどうになりましたか。

○ 新里武広村長

この件については金城議員にもいろいろとご心配をおかけして申し訳ありませんでした。その後ですね、私たちもその土地については村有地だという認識はもっていましたが、先ほど議員がおっしゃっていたように住民から申し立てがあり、これについて顧問弁護士と相談しますという答弁をいたしました。その結果、顧問弁護士に当該土地の問題を相談しました。そしたら弁護士の方からは、先方の主張は公的な書類に基づかない主張だということで、土地を返還する必要性はない旨の回答をいただいております。

○ 4番 金城渉議員

常識ですよ。これは前から僕が言っているけど、弁護士に相談するほどのものでもなかったんだけど、村長が弁護士に相談すると言うから待っていたんですけども、登記されているわけですからね、村有地として。これで阿波連区にも使える村有地はあるという認識でよろしいですか。

○ 新里武広村長

用途についてはまだ決めてはいないんですが、とりあえず土地は確保できるということでございます。

○ 4番 金城渉議員

これも繰り返しなんですけれども、次の予算の承認でも出てきますけど、渡嘉敷で村営住宅の建設が計画が上がっていると。1億円ちょっとの借入れかな今度、1億円ちょっと借入れしてまで村営住宅を渡嘉敷につくる。連続ですよねずっと。僕はずっと阿波連と交互につくってほしいという議会の場でお願いをしているんですけども、なかなか聞き入れてもらえない。また次も村営住宅は渡嘉敷区に。村長、阿波連区につくる気はあり

ますか。

○ 新里武広村長

住宅問題については大きな課題となっております。当然これは議員だけではなくて阿波連区に住まわれている方、渡嘉敷区に住まわれている方も住居を求めていますので、当該土地の使途については住宅建設を進めていけるように調整してまいりたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

僕の質問は住宅建設じゃなくて、阿波連区につくる気はありますかということです。

○ 新里武広村長

計画的に実施する予定です。

○ 4番 金城渉議員

阿波連区にもつくる意識はあるということでもいいですね。阿波連の皆さんは喜んでいると思いますけど。こういう行政運営はやっぱり税金をつかうわけですからね、しかも今回借入れまでしてね。借入れしたら村民の負担ですよ、村長の負担ではありません。やはり村民に借入れを、借金を負わすわけだから、村民の意見をね、例えばアンケートなり650人ぐらいしかいないわけだから、アンケートなりそういう直接的な意見を聴取するのも一つの行政の方法かなと。私たち議員がここにいて村民代表として議員いるんだけど、それよりももっと生の声を直接行政側が吸い上げるのも一つの方法かなと。適材適所に予算をつけていくという、その判断の基準にもなるのかなと。ぜひアンケートなり、もしくは村長が直接村民と対話する場を設けて意見交換会の中であげてもらうとか、直接ね。そういう方法も今後とっていくべきじゃないかなと思います。ひとつ阿波連の皆さんの声も聞いてバランスよく、そうすると阿波連からの人気も上がりますよ村長、頑張ってください。以上です。

○ 當山清彦議長

これで4番金城渉議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、5番新垣一史議員の発言を許します。

○ 5番 新垣一史議員

皆さんこんにちは。質問が多いので早速ですが通告書に沿って質問をさせていただきます。まず1つ目、防災対策について伺いたいと思います。継続質問になるのですが、目標数に達していない備蓄品の購入、倒壊の恐れのあるブロック塀の調査の進捗を伺います。12月にも継続質問としてあげたのですが、進捗がなかったので現在どういう状況か改めて伺います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。進捗が見えない状況だということで本当に申し訳なく

思っております。この詳細については観光産業課長のほうから答弁させます。

○ 山城淳観光産業課長

私のほうからは、倒壊の恐れのあるブロック塀の調査の件ということでお答えいたします。目視により危険な状態ではないかと思われる箇所についてですね、現時点、地権者との協議には至っておりません。なかなか修繕するにもですね、高額になることが予想されることから進んでいない状況もあります。引き続きどのように改善する方法とかも含めて、現在、地域の自主防災組織も立ち上がっていますので、皆さんの意見も聞きながら地権者と協議してまいりたいなと思っております。

○ 新里武広村長

備蓄品に関しては総務課のほうでみておりますので総務課長のほうに答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

以前から新垣議員に継続で質問していただいている備蓄品の件なんですけれども、未だに目標数には達しておりません。進捗といたしましては、以前ご質問いただいたときから変わっていない状況です。なかなか中身の管理というのが難しい状況で、今あの他市町村でやっている外注で管理ができないかということにまずシフトチェンジをして、そこから目標数に達するよう購入していこうかというふうに考えております。答弁といたしましては未だ進捗がないという状況でございます。

○ 5番 新垣一史議員

12月の答弁とほぼ変わらないということで残念なんです、次の2番目の質問にも付随するので、まずブロック塀のほうから改めて質問したいと思います。先ほど目視により危険な場所に関する地権者への協議はまだできていないということなんです、目視による危険箇所はもう発見できて把握できているということでよろしいですか。

○ 山城淳観光産業課長

目視によるある程度、例えば完全にひびが入っているとか、ある程度場所は特定できていると思うんですが、この基準がなかなか難しいところですね、いろいろ前回もお話したとおり、これは専門家を本当は入れたいんですよ、そうじゃないと根拠がなくてですね、これを見た目だけで判断するというのが難しいということで、ちょっとコンサルにも相談しているんですが、なかなかそういった事業は難しいということで、見積もりも断れていてですね、これを渡嘉敷村としてはあくまでも見た目としてこういうふうな状況なので、地主としてどうにか対応できないかというお話ぐらいしか今のところは相談できないのかなと思っております、法的な根拠、これはどうしても我々は専門家じゃないもんですから、そのあたり構造的な、根拠も含めてちょっと住民のほうに説明できないと、一方的なお話になってしまいますので、そのあたりも慎重に今後実施していかないといけないのかなと思っております。

○ 5番 新垣一史議員

12月の答弁で平成30年に大阪での事故を受けて、学校周辺の調査は教育委員会のほうで行っているということだったんですが、その当時の規格というか安全の基準ですね、たぶん耐震とか鉄筋が入っている入っていないとかの基準があると思うんですけど、それに沿った安全確認という、今、課長のほうはどういう基準でという明確じゃないということだったんですが、それが基準にはならないんですか。

○ 山城淳観光産業課長

今、議員がお話されているのはちょうど7年前ですかね、2018年6月18日に最大震度6弱を記録した大阪府の北部の地震の際に通学路で小学生の児童、また高齢者等もブロックの倒壊により下敷きになったという事故があったかと思います。その当時、教育委員会関係が主になって実施してるかと思います。なので我々もその資料は持っていないんですが、ある程度の基準はあると思うんですよ。ただ先ほども申し上げたように、そのエビデンスというんですかね、要は根拠を我々はもたないといけないんですよ。もちろんそういった基準があります。じゃあこのブロックは危ないので地主のほうでどうにか補修なり建て替えなりをしてほしいという場合にはやはりある程度調査を、設計を入れてですねお示ししないと我々の、例えば単純に基準がこうなのでこれはアウトじゃないかというお話だけではなかなか地主のほうに納得いただけないのかなと思いますので、そのあたりもですねやはり専門家に頼らざるを得ないところもありますので、もちろん議員もおっしゃるようにインターネットを引っ張ってくればいろいろこういう基準、こういう基準とかあるんですが、やはりそこにはエビデンス的なものをしっかり我々ももって、こういう調査をして、こういう結果が出ましたということのお話の先にやはり交渉していくべきじゃないかなと今現在思っております。

○ 5番 新垣一史議員

業者を入れてきちんとした基準でというのは理解できました。ただ先ほどおっしゃっていたように今、自主防と協力してという話もありましたし、私有物なので行政のほうに簡単に強制的にということはできないと思いますが、自主防に協力していただいて、連携して、目視のひび割れとかはもちろん見て分かるんですが、例えば、これ造ったときに鉄筋入れましたか、入れてないですかとか、それぐらいの確認だったら、もちろん協力いただいてというかたちになるんですけども、無理強いはできないんですけども、やはり共助ということで地域のために協力してくださいということで自主防のほうに依頼して、自主防のほうで各世帯にアンケートを取るとか、そういったことができるのであればやっていただいて、さらにきちんとした確認というのは専門の業者さんを入れてやっていただいてというふうにしたらいいのかなと思いますが、課長の見解を伺ってよろしいですか。

○ 山城淳観光産業課長

議員がおっしゃるとおり、地元の皆さんがご心配されている箇所があればですね、それは村も一緒に住民の方にお声かけをしたいと思います。地主の方にですね。これはいずれ

にしても調査しながら、また我々も気づいていないところもあるかもしれませんので、そういうところも含めて自主防、地域の皆さんのお力も必要だと思いますので、そのあたりも今後研究しながら、皆さんの協力を得ながら、どうにか良い方向にもっていければなと思っています。

○ 5番 新垣一史議員

村内、集落内の道は狭いのでブロック塀が倒壊してしまうと車両が通れないという状況が見込まれるので、やはりそれを未然に防ぐためにも今いろいろ話していただいたような対策をとっていただいて、未然に予防していただきたいと思います。

次に、備蓄品について再度伺います。これも12月から進展がないということなんですが、先ほど総務課長は管理が難しいので外注委託も視野に入れてということだったんですが、この管理が難しいというのは単純に人手不足ということですか。

○ 新垣聡総務課長

確かに人員不足は慢性的に現状としてあるんですけれども、コンテナとかの中の管理、湿気とか物資の管理を、個数管理は数えればいいだけの話なんですけれども、そんなに出しているわけでもなく、ただ中身の管理、物資の管理をするのも大変というところでございます。それを解決、打開するために前年度、除湿機を入れようとかいろいろと業者とも相談してやっているところではあるんですけれども、なかなか進まなかったということもありまして、担当が他自治体で先ほど答弁したんですけれども、外注でやっているところがあるという情報があったので、一応予算がかかることではあるんですけれども、それが円滑に進むのであればそこにやってもいいのかなというふうに考えているところでございます。ただ大まかに考えているところであって、詳細なことはまだ全然決まっていないということです。

○ 5番 新垣一史議員

管理が難しいということで、別自治体で外部に委託してやっている事例があるということなので、ぜひ、見積もり等々取っていただいて、そちらのほうが効率的であれば、やっぱり人員不足、そこに割ける人員も限られてくると思いますので、それでもいいのかなと思います。まず備蓄品を揃えていないと話にならないと思うので、現在まだ足りていないという状況なので、再度早めに揃えていただくようお願いしたいのは、昨年から12月、最初に質問したのは6月でしたか、既に1年に3回やってるのが、なぜかというと結局南海トラフですね。最初にこの地震が起きるんじゃないかという話が出たのは2013年、30年以内に地震が起きる確立が60%、何年以内というのが短くなってくるのかと思ったらじゃなくて、結局30年はそのままだなんですけど、30年以内に起きる確立が60%から始まって、70%になって、今年の1月で80%、今後30年以内に怒る確立が80%、すごい高確率ですよ。2013年から数えると12年経ってる。30年というのが延びているのでいまいよく分かりづらいんですが、スタート2013年であと20年以内に80%という考え方もできるのかなと。

なのでいつ起きてもおかしくないということですよね。なので準備は早いに超したことはないので、ぜひ早めに準備していただきたいと思います。

2つ目に移りたいです。これも備蓄品に関わる質問なんですけれども、令和2年から運用開始されている物資調達・輸送調達等支援システムの入力、更新はされているのか。また今年4月から運用開始された新物資システム、先ほどは旧システムで4月からの新しいシステムらしいんですが、B-PLoと呼ばれるシステムへの移行は進んでいるのか伺います。

○ 新垣聡総務課長

お答えいたします。内閣府では令和2年度から物資調達・輸送調達等支援システムの運用を開始し本村もそれに登録をしております。平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便・迅速に把握できるほか、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調達を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現できるというシステムです。

これまで利用者から寄せられた意見や令和6年能登半島地震で生じた課題等を踏まえて、以前のシステムの機能を踏襲しつつ、さらなる視認性及び操作性の向上や円滑な物資支援が可能となるよう、新たに機能を追加した新物資システム、先ほどおっしゃられたB-PLoを令和7年今年の4月より運用開始しています。このB-PLoなんですけれども、これまでのシステムと違って二次元コードを活用した作業効率の向上等となっており、ログインID、パスワードがあればどこからでもそこに入れるというシステムになっております。

それで今後、まだまだ私も今回新垣議員の質問で、恥ずかしい話ですが、このシステムを知ったところなんではありますけれども、担当等とこれから研修会、説明会があるということです。それに参加してシステムの操作方法を熟知し、その熟知する職員を増やして数多くの職員が発災時に対応できるようなシステムの活用をしていけたらなというふうに考えております。

○ 5番 新垣一史議員

自分も5月末に東京で行われた全国町村議会の議長副議長会の研修会で知って、今後起きるであろう南海トラフ巨大地震は広域的な災害になるので、この広域災害を円滑に助けるためといいますかね、国のほうが円滑に補助できるようにということで、広域連携が可能な防災デラックス化の中に含まれている事業だと、推進している事業だと思います。

質問の中でも聞いていた、旧システムの入力更新はされているのかという部分についてもう一度お伺いします。

○ 新垣聡総務課長

すみません、令和2年度に導入の際入力したデータですが、更新はされていなかったです。

○ 5番 新垣一史議員

先日この研修会でいただいた資料によると、旧システム運用開始以降更新していない自治体は1割ということだったんですが、その1割に入ってしまったのは残念なんですけれども、新システムになる今から研修会がある、これを機にきちんと入力していただいて、先ほどの管理が難しいという部分も、これが少しは手助けになるのかな。新システムの良さというところが、応援職員でも直感的に操作が可能ということなので、担当がいなくてもどれだけ備蓄があって、どこにどう回すとか、そういったことにも繋がると思うので、ぜひ新システムには早急に入力していただいて、更新のほうも進めていっていただきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。先ほどのB-PLo以外、上記以外の内閣府が推進している「新総合防災システム、(SOBO-WEB)」や「クラウド型被災者支援システム」等の防災DX化の導入、活用は進んでいるのか伺います。

○ 新垣聡総務課長

ただいまの質問にお答えします。今回質問の新総合防災情報システムSOBO-WEBにつきましては、こちら申し訳ありませんが私今回初めて知ることとなりました。これにつきましては6月24日に説明会が予定されております。先ほどと同様私や担当職員で説明会に参加し、導入について検討してまいります。またクラウド型被災者支援システムにつきましては、住民基本台帳との連携等新たなサーバー等の設置にかかるイニシャルコストやその後のランニングコストなどの支出が必要となるため、今後の導入については予算等も考えながら近隣離島自治体の状況を把握しながら進めていきたいと考えております。

○ 5番 新垣一史議員

私も先ほどと同様、先日の研修でこれを知って、やはり災害広域連携に必要なデラックス化ということで、ぜひ本村でも進めてほしいということで今回確認したんですけれども、これから研修があり導入検討、被災者支援システムについては予算の面の検討も必要ということなので。ただ内閣府が推進しているので、何か補助メニューとか、そういったものがたぶん初期には導入時にはあるのかなというふうな予測ができるので、早めにそういうのがあれば導入して活用して、災害時に備えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2番目の質問に移ります。公共料金の徴収について伺います。上下水道の口座引き落としが残高があるにも関わらずされていなく、数か月分の督促が届いたとの話を耳にしました。公共料金の徴収はどのようなシステムで行われているか伺います。

○ 新里武広村長

督促が送付されたということでたいへんご迷惑をおかけしたなというふうに思っております。職員の育児休暇等も重なって、うまく引き継ぎができなかったことが大きな要因にはなっておりますが、村民の皆さんにご迷惑かけたことに対して申し訳なく思っております。詳細については担当課長のほうから説明させます。

○ 山城淳観光産業課長

ご質問にお答えいたします。督促状の送付についてはお客様と関係機関の皆さまへご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。まずは督促状を送付する前に本村よりお客様へご連絡いたしまして、本来ならばお伺いしてご説明をしてご理解をいただいた後に送付すべきだったことをお詫び申し上げます。システムについては、水道管理システムにて毎月集計後自動振替データを金融機関へ提出しております。毎月の自動振替日が25日を基準に実施されていることから、お客様へいずれにしても確認をして、引落しができなかったなど状況をしっかり確認しながらお伺いしながら連絡をとり、しっかりと対応していきたいと考えております。

○ 5番 新垣一史議員

システムのほうで引き落としデータで引き落としをするということなのですが、これは検針はされているけれどデータとして入力されていなかったのも引き落としができなかったということですか。

○ 山城淳観光産業課長

先ほども述べましたが、このへんですねなかなかお客様との確認の方法だと思うんですが、でも、データは金融機関に確かにお送りしているので、毎月の自動振替の日の前後で行き違いがあったのかなと思っています。なかなかこのへんがはっきりしたことは言えないので、本人の通帳を確認するということはできませんので、そのへんも含めてしっかりとお客様と連絡を取りながらご確認、説明をしながら状況を確認して、それからしっかり督促状を送るなり、そういった説明をしてからじゃないと送ってはいけないのかなと認識しております。

○ 5番 新垣一史議員

自分が聞いた話だと、残高があったのにとという話ではあったんですが、残高があつて引き落としがされないということは考えにくいということですかね。

○ 山城淳観光産業課長

データは確かに金融機関にお送りしていますので、そこで先ほど申し上げましたように自動振替日を25日に基準しているんですよ。その25日、祝日土日とかに当たるとそれがずれるんですけれども、その辺りで入金した日がずれるともしかすると本人の中ではこの日だと思った日に入金して、残高があると思って、もしかしたらたまたまその時に足りなかったのかなという、これは憶測ですけども我々の、そういうことがあったのかなという想定なんですけど、いずれにしても状況を確認しながらお客様と連絡をとって、そういうことが起こったことを確認しながら、起こったのかどうかも含めて対応していくべきだったかなと思っています。

○ 5番 新垣一史議員

私も直接お客様から聞いたわけではなかったもので、そのへん詳しい話は分からないんで

すけれど、課長がおっしゃったように、やはり説明をしてお客様に確認を取ってということなことを怠ったのが一番の原因なのかなと思います。すぐ翌月とかではなく数カ月経ってからということなのでよけいに事実関係が分かりづらい。さらにいきなり督促ということだとやはりお客さんのほうは混乱しますよね。最初に課長が述べていましたけれども、まずはお客さんのほうに出向いてお話、説明をして、納得していただいた上でお支払いしていただくというかたちであれば督促状を送る必要ないですね。それが一番ベストなのかなと思います。今後こういった事案が発生しないように努めて、分かりやすい料金徴収をですねそれを心がけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

3つ目、渇水問題についてなんですが、先ほど金城議員の質問の中にもありましたので、ちょっとだけ、これも質問の中に入っていたんですが、取水堰の堆積された泥とかの撤去ですね、今後どういうふうにしていくか。先ほどの答弁の中では、恩納ダムの方は村管理ということなので、一番向こうが大変ですよ。村の予算の中では厳しいというのもあると思います。それ以外のイシッピと大川、県が企業局が管理している取水堰の浚渫作業を今後もしあるのであれば、それに便乗してというか、一緒にやったらコストも下がるのかなと思います。そういうことが可能かどうか、今後の展望も踏まえて伺います。

○ 山城淳観光産業課長

お答えします。この件について企業局のほうともいろいろ相談しました。現時点ではすぐどうこうということではなくて、我々も過去、堰を開けて泥ばけをしたというんですかね、そういう作業をしてきたんですが、開けることはどうにか過去の担当者とかに聞くと、できるんじゃないかなという話もあったんですが、ただもう堆積土砂がだいぶあると、今度は掃除とか閉めることが厳しくなる可能性もあるので、今すぐ開けることは難しいのではないかとということで、企業局のほうにも過去の現状もお伝えしながら今後協議していきたいですねというお話はしました。具体的な話はまだなんですが、まずはその話もしながら、今年は梅雨がたいへん短かったので渇水対策も今後は我々ももしかしたら考えないといけないので、そのへんの協力をという話の中でそういう話をしています。

まだ水源については十分ございますので、今後ですね本当に雨が少なくなることによっていろいろ影響が出てくる可能性もありますので、先ほど村長の答弁の中でもありました村民や利用者の皆さまにも水道水の節水に協力をお願いしているところですので、皆さんの協力もなければなかなか対応できないところもありますので、ぜひそのへんの協力もいただきながら、我々も企業局と相談、協力しながらぜひ渇水にならないように水道事業を今後も努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 5番 新垣一史議員

今、取水堰のほうはいっぱい入っているということなんですが、これも金城議員のときにもあったように、どれだけ泥が溜まってのいっぱいかということですよ。企業局が入って新しい浄水場が完成して浄水機能が向上して、またつくった水も多くためられる。調

整池のほうも今後大きくなってくるということができて結局取水堰の水がなければ意味がないですね。

令和3年にも渇水対策で6月議会で自分が質問した際に、前村長の答弁なんですが、恩納堰、恩納川取水堰に関しては、平成5年の大渇水時に少し掃除をした程度で浚渫はしていない、泥はそのまま。大川に関してはつくって以来一度も触っていない。イシッピは、これは自分も覚えているんですけど、平成22年に全て一度流している、泥をですね。ちょうど今のライナーバースのところ、あそこに渡嘉敷港内が真っ茶色になって、あその岸壁にテナガエビがいっぱいくつついたのを覚えているんですけど、それからもう既に20年近く経っている状況なので、どこもいっぱい溜まっていると思うんですね。

現在、インバウンドを含め、これだけ入域者が増えてきた中、繁忙期には、先ほど課長もおっしゃったように水が足りなくなるのではという不安もありますので、浚渫作業のほうもできれば早めに企業局と協力してやっていただければ安心して水がつかえるのかなと思うのでよろしくお願いします。

4つ目の質問に移ります。下水道整備の推進について伺います。現在、阿波連地区のみ下水道が整備されていますが、国立公園に指定されている本村において、村内全域下水道を整備すべきではないか。第5次総合計画にも「下水道整備の推進」と明記されています。現在の取り組み、見解を伺います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。確かに第5次総合計画の中にはうたわれております。5年から14年の間にうたわれております。ましてや国立公園だということで注目度も高い中、下水道整備についてはやっていかないといけないというこれは計画にもものつけてありますが、専門のコンサル等にお話してもですね、やる必要があるんですよという意見はもらっております。しかしながら阿波連区はできましたけど渡嘉敷での整備についてはかなり難度が高いのではないだろうかというご意見もいただいているところでございます。ですが検討はしてまいります、新規事業実施については厳しいのかなというふうに思っており、合併処理浄化槽ですね、それを今推奨しているところでございます。

○ 5番 新垣一史議員

以前から下水道整備についての質問が出る際にこの合併浄化槽の推奨、導入という答弁が出てきていますけれど、今もし分かれば、どれぐらい合併浄化槽というのが整備されているか分かりますか。

○ 新里武広村長

大変申し訳ありません。数値的な資料は持ち合わせておりませんので、後ほどお示しできればと思います。

○ 5番 新垣一史議員

すみません、僕も質問の中にそれは入れてなかったのも、数字がないのは当然だと思います。

ます。ただやはり第5次総合計画にもあるとおり、村長もおっしゃっていた国立公園という環境もあります。コンサルのほうも導入すべきという話があったということなので難しいかもしれないですけど今すぐはですね、将来的に実現に向けてやはり計画は進めていかなければいけない、そのために第5次総合計画にも盛り込まれていると思うので、今の5次の段階で完成させるということではなく、継続して完全に下水道施設設備を村内全域にということたちでできればいいのかなと思います。

先ほども言いましたけど、国立公園の定義として、国が指定し保護し管理する役割を担うというのが定義としてあるので、村単費でやると到底できないような金額になってしまうものも環境省と相談して、どうにか環境を守るという前提で導入できないかどうか、そういったものも含めて進めていっていただきたいんですが、村長の見解のほう伺ってよろしいですか。

○ 新里武広村長

この事業化については執行部だけではなくて議員の皆さまともいろいろご相談しながらですね、すぐできることではないと思いますが、将来的に整備ができるように進めてまいればなというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

最初難しいのかなというところから、将来的に進めていけたらなという回答までいただきましたので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

5番目の質問に移ります。歴史・文化の継承について伺います。まず1つ目、役場職員の業務多忙のため今年の渡嘉敷区ハーリーが中止となりましたが、今後継続するためにはあり方を検討すべきではないか。現在の爬龍船の状態、補修の必要性、保管場所の検討も含め見解を伺います。

○ 新里武広村長

私のほうからは、現在のファイバー船の状態について答弁いたします。現在の爬龍船の状態についてはファイバーが劣化しておりましたので、この件については地域の方の協力により補修、修繕することができました。保管場所等については調整中ではあるんですけど、阿波連漁港内の保全倉庫等で現在調整できないものかということで渡嘉敷区の区長、阿波連の区長、あと組合の組合長と調整をしているところでございます。

役場職員の業務多忙のためハーリーが中止になったということで、継続するにあたりどうすべきかについては総務課長のほうから答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

お答えいたします。毎年旧暦3月4日の渡嘉敷区浜下りに合わせて爬龍船競争が渡嘉敷区長、村体育協会の共催で開催されております。今年度に関しましては旧暦の3月4日が4月1日だったことから体協事務局員を兼任している役場職員が業務との調整が難しく実施困難となりました。以前は区長が爬龍船競争を実施していたかと思いますが、いつから

か体育協会が主催しております。今後は阿波連区と同様に区の主催でできないか考えており、今後区長と協議したいと思っております。

○ 5番 新垣一史議員

区長のほうからも、自分この間話したときに既に体協行事では難しいんじゃないか、また以前のように区の行事としてやったほうがいいんじゃないかと区長本人がおっしゃっていたので、ぜひそのほうがいいのかなと自分も思います。ただやはり丸投げではなく、先ほど座間味議員の質問のときに職専免の話も出ていましたけれど、行政も協力していただいて、やはり船に関しては村のほうから寄贈していただいた、村に対して寄贈になるんですかね、ですし、渡嘉敷区、阿波連区、両方で使うものなので船の管理、修繕等に関しては行政のほうでみていただいて、大会運営に関しては区のほうでというかたちがベストなのかなと。そこも含めて区長と話していただいて、自分も地域の一人として何か一緒に話をお聞きして手伝えることがあればぜひ参加したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

もう一つ確認したいのが、ファイバー船のほう補修は完了したということですが、4隻とも使える状態になったということですのでよろしいですか。

○ 新里武広村長

はい、そういうことでございます。

○ 5番 新垣一史議員

せっかく寄贈していただいた船なので使えるようになってよかったと思います。せっかく補修もしたので、先ほどおっしゃっていた保全倉庫を保管場所として使えることができれば一番ベストなのかなと。その件も話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2番目に移ります。戦争体験者の方々が高齢になり、直接伝え聞くことが難しくなっていますが、後世に伝えるために行政として現在どのような取組みをされているか伺います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。平和教育の重要性がますます高まっております。私としては平和教育を肯定的に捉えております。戦争体験者を招いた語り部の方が少なくなる中、戦争を体験していない若い世代によって先人の悲惨な体験を語り継ぐ活動が現在行われている状況であります。次世代の語り部は、二度と戦争の悲劇を繰り返させてはならないという先人の思いを継承し未来へつなげていく重要な役割を担っていると思っております。そのためには私が考えるものとして、共通の教材をつかってカリキュラム化することがとても大事なのかなというふうに思っております。教材を活用することにより次世代を担う子どもたちが自分で気づいたり、考えたりすること、また自分の考えをまわりに伝えることができる機会を設けていかなければいけないというふうに思っております。

今年は戦後80年ということで、これまでの白玉の塔慰霊祭に加えて、第一弾として、二

度と戦争を起こさない小さな島の平和祈年祭という音楽祭を企画してやりました。こういうことを継続してどんどん平和教育にもつなげていきたいというふうに思っております。

また、教育委員会のほうでは23日にもいろいろ事業を計画しているようです。今後も、今年だけではなく来年、再来年と計画があるようですので、そのへんは教育委員会のほうから答弁させます。

○ 金城満教育長

それでは教育委員会の取組みをお話させていただきます。先ほど村長がお話した中で、平和に関するこれまでの教材というかたちで何かそれに向けて取組んでいきたいという旨のお話をされておりました。教育委員会は、教材とは少し異なるんですけども、平成29年度から平成30年度にかけて沖縄戦に関する聞き取り調査を実施しております。その中で当時を生き抜いた方々の貴重な証言を詳細に記録し、後世に伝えるための基盤となる資料を持っております。そういう資料を今後この平和教育に活用していきたいなというふうに考えておりますし、また、先ほど6月23日慰霊の日がもう少しでやってまいります。毎年慰霊の日には村民、それからもちろん島外者の方々にも呼びかけて平和教育を実施しております。その中でそういう語り部の皆さん、当時戦争体験した方々が少なくなる中で、その方々も招いて去年も行いました。なかなか毎年ずっとこれから継続してできる、その部分は難しい部分ではありますけれども、渡嘉敷村内には語り部として平和教育を後世に、平和を後世に伝えていくために活動されている方がいらっしゃいますので、その方々を継続して講師としてお願いして、平和教育を子どもたちからお年寄り、それぞれ住民の方皆さんにしっかりと伝えていくために今後活動をしていきたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

この質問でまさに聞きたかった資料として何か残っているのかなというのが一番気になっていた部分なんですけれども、平成29年から30年に聞き取り調査をして、その資料が既に教育委員会のほうにあるということなので、その資料は自由に閲覧可能な状況なのかどうなのかというのを伺いたいと思います。

○ 尾崎憲男教育課長

議員の質問にお答えします。令和2年度に行った渡嘉敷島平和学習会において、資料として一部証言された方々のお名前を抜いたかたちでお配りしているとなっております。

○ 5番 新垣一史議員

そういった平和学習の際とかの資料としてお配りしたり、一部をお配りしているということではあるんですけども、全てを閲覧するという状況では今ないということによろしいですか。

○ 尾崎憲男教育課長

お答えします。教育委員会の窓口へ来て、成果品等上がった資料を見せてくださいとい

うかたちでの閲覧は行っていないんですが、一部令和２年度にお配りした資料を配付する、また見ていただくということで、内容については理解していただくというふうに考えております。

○ ５番 新垣一史議員

一部ということなんですが、これは全てを公表できないものであるということですか。そういったことではないけれどもということなのか確認したいです。

○ 尾崎憲男教育課長

内容によって一部を抜粋してということではないんですが、令和２年度に配布した資料が基になっておりますので、この内容と今資料として、成果品として上がっているものを見比べた上で抜け落ちている部分があるのかどうかというのは、これから確認する必要があるかと思いますが、同様の内容であれば証言された方の名前を抜いて見ていただいている、確認していただいているというような状況でございます。

○ ５番 新垣一史議員

今後歴史として伝えていく中であり、証言される方々が証言できなくなっても、いなくなっても後世に伝えていくという中でそういった資料は大事なものだと思います。それがなければまた伝えていけないと思いますので、委員会のほうで資料の管理、今後証言できる方がいらっしゃるうちに、またそれ以外にも後世に伝えるための何らかの資料であったり、当時のものだったり写真だったりとか、もしそういったものがあれば管理していただいて、次の質問で民俗資料館の話を出しますが、そういったところにもし展示できて、誰でも自由に閲覧できるという状況で伝えていければいいのかなと思いますので、ぜひ今後も継続して戦争体験並びに渡嘉敷村の歴史を伝えていくということに関していろいろと委員会のほうも携わっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後３つ目の質問です。先ほどこちよつと言いましたけれども、旧港待合所２階にある歴史民俗資料館ですが、建物の老朽化、展示物の量に対して手狭さがあり、第５次総合計画にあるように移設・活用・管理団体の検討が必要だと思いますが、現時点での構想を伺います。

○ 新里武広村長

現在ある歴史民俗資料館、これまで長い間開館することができず、観光客、村民の皆さまに大変ご迷惑をおかけしております。昨年から開館員を配置いたしまして、現在開館している状況ではございます。その中で運営等の問題もあります。建物の老朽化に伴う問題もあります。その中でまず建物の老朽化について、私の方からはお話をさせていただきますが、新たに今建物を建築あるいは移設ということは現在のところは考えておりません。しかしながら、だいた建物も古いということで新たなかたちでどこかに造る方向性としては、ひとつの案かなということで今考えているところでございます。運用については委員会の方で答弁させます。

○ 金城満教育長

旧港待合い所の歴史民族資料館につきましては、現在、先ほど村長がおっしゃったように開館員を常駐させてですね、開館をして村民並びに来島者の方々が入りやすいようなかたちで、今運営しております。現在、運営状況につきましては、開館日が月曜と水曜日から金曜日それから日曜日、定休日が火曜日と土曜日となっております。それから開館時間につきましては、1時30分から4時まで午後になります。日曜日につきましては9時から16時、4時30分までの開館というふうに運用しております。

先ほど議員いろんな平和教育も含めて資料を沢山あります。その中で出来る限り私どもとしては教育委員会としては展示をして皆さんに見ていただきたいというふうに思っておりますので、今まではオンデマンドという予約制の開館でしたので、なかなかその部分が上手くいかなかった部分がありましたけれども、幸い今常駐の開館員を配置しておりますので、その方を活用して倉庫にあるものも含めて、この非常に厳しい展示スペースではありますが、手狭ではありますが、その中でも工夫してですね、しっかりと運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 5番 新垣一史議員

今村長、教育長おっしゃったように、開館員の方が今いらっしゃるということで、見に行きやすくなっているんですね。僕もそれがあつたので先日見に行きました。以前たまに開いているときに一度見に行ったことがあるんですが、そのときはちょっと乱雑に物が置かれているというか、そういった感じで見に行っても何といいましょう普通の博物館、民族資料館というよりは、何かただ物がそこに置かれているという感じだったのが、開館員の方が綺麗に整理整頓して並べてくれているお陰で、今とても見やすくなっていますし、自分が見に行った1時間ぐらいの間でも、島外の方が2名ほど見にいらっしゃっていました。

開館員の方と話したところまだやっぱり裏のほうに表に出されていない物が沢山ありますと、場所的に手狭で、今教育長が限りあるスペースの中で上手くという話されていましたが、たぶんもうされていると思うんですね。今開館員の方が、なので将来的には移設そういったかたちを取れば、もっと見応えのある資料館になるのかなと。特に目玉である鯨の骨格標本であったり、渡嘉敷の歴史、文化、自然、この3つをですね、パートごとに分けて展示とかできればもっと見やすいのかなと、今はここはたぶん自然なんだろうな、ここは歴史、戦争であったりというのをぱっと見て何となくわかりはするんですけど、やっぱり繋がっている感じがして、はっきりと区別はできていないし、ただ綺麗に並べられてはいるんですけども、その説明のパネルを張る場所がないとか、そういったかたちになっているので、第5次総合計画、以前から公民館の新築の話の時とかにも出している複合施設としての社会教育絡み関係だったらできるのではないかとということもありましたので、新しく公民館を造る場合や、また補助メニューを使った新たな適当な建設場所があつ

たりとか、そういったことが可能であれば、もう少し広い資料館を造っていただきたいなと思います。ホームページとか今でもまあまあ見応えはありますので、村民の方見てもらったらおもしろいと思うんですね、村民の方見に来てくださる方も増えていると開館員の方はおっしゃっていましたが、まだちょっと周知が足りないのかなと思うので、ぜひ見ていただいて、またこれをより良い物にするように務めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第6、報告第4号、令和6年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

報告第4号

令和6年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月18日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、報告します。

○ 當山清彦議長

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これで報告を終わります。

日程第7、議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第26号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年6月18日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号、渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第27号

渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正により、保有個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限が変更されたことに伴い、渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年6月18日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第28号、令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第28号

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千520万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億940万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表地方債補正」による。

令和7年6月18日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 4番 金城渉議員

休憩をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 4 番 金城渉議員

11ページ、総務費の防犯カメラ、これちょっと休憩入れて説明いただけますか。防犯カメラ80万3千円かな。これどこの防犯カメラなのか、それとも新設か改良か、お願いします。休憩をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第29号、令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第29号

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千971万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億801万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 18 日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

○ 4 番 金城渉議員

休憩をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第 45 条の規定により、「令和 7 年第 4 回渡嘉敷村議会定例会」において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本定例会において、議決された事件条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和 7 年第 4 回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 40 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）